

近江八幡市国民保護計画

資 料 編

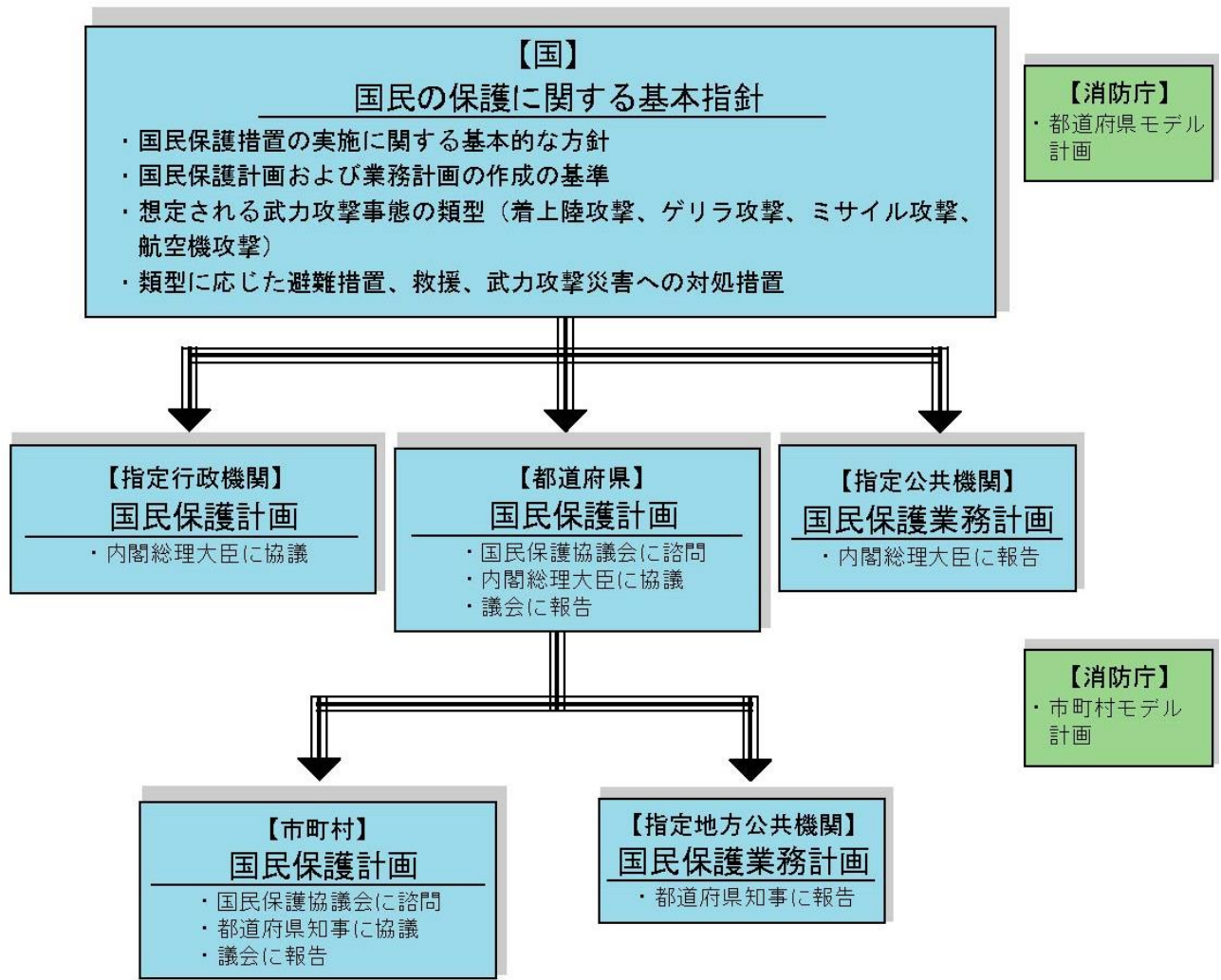
令和5年3月

近江八幡市国民保護協議会 事務局

目 次

〔資 料〕	2
資料 1 国民の保護に関する基本指針および国民保護計画等の位置付け	2
資料 2 関係機関の連絡先	3
資料 3 市の各部における平素の業務	18
資料 4 市対策本部組織表および各組織の任務分担表	36
資料 5 市の体制および職員の参集基準等	41
資料 6 市対策本部における代替職員	43
資料 7 関係機関との協定一覧	43
資料 8 現地調整所の組織編制・現地調整所の性格について	49
資料 9 市対策本部において集約・整理が必要な基礎的資料	51
資料 10 関係機関への警報の通知・伝達の仕組み	52
資料 11 避難の指示の流れ	52
資料 12 安否情報の収集、整理および提供の流れ	53
資料 13 輸送力に関する情報・輸送施設に関する情報	54
資料 14 生活関連施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局	57
資料 15 退避の指示の一例	58
〔様 式〕	59
様式第 1 号 安否情報収集様式	59
様式第 2 号 安否情報収集様式（死亡）	60
様式第 3 号 安否情報報告書	61
様式第 4 号 安否情報照会書	62
様式第 5 号 安否情報回答書	63
様式第 6 号 被災情報の報告様式	64
様式第 7 号 身分証明書のひな型	65
〔参 考〕	66
1 資料編：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（厚生労働省告示第 343 号）	66

資料 1 国民の保護に関する基本指針および国民保護計画等の位置付け



資料２ 関係機関の連絡先

【近江八幡市（市長部局、議会事務局、教育委員会、安土町総合支所等）】①

担当部署	電話番号	メールアドレス
企画課	36-5527	010202@city.omihachiman.lg.jp
市庁舎整備推進室	36-5577	010428@city.omihachiman.lg.jp
行政経営改革室	36-5599	010426@city.omihachiman.lg.jp
秘書広報課	36-5523・36-5526	010402@city.omihachiman.lg.jp
まちづくり協働課	36-5552	010406@city.omihachiman.lg.jp
文化振興課	36-5529	048200@city.omihachiman.lg.jp
観光政策課	36-5573	010429@city.omihachiman.lg.jp
魅力発信課	36-5541	010208@city.omihachiman.lg.jp
市民生活・産業支援室	36-5589	010501@city.omihachiman.lg.jp
総務課	36-5558	010408@city.omihachiman.lg.jp
人事課	36-5554	010410@city.omihachiman.lg.jp
財政課	36-5750	010412@city.omihachiman.lg.jp
管財契約課	36 - 5525・36-5557	010416@city.omihachiman.lg.jp
税務課	36 - 5505・36-5506	010414@city.omihachiman.lg.jp
収納課	36-5504	010415@city.omihachiman.lg.jp
情報政策課	・ ・ ・ ・ ・	010418@city.omihachiman.lg.jp
市民課	36-5500	010608@city.omihachiman.lg.jp
危機管理課 (国民保護協議会事務局)	33-4192	010409@city.omihachiman.lg.jp
人権・市民生活課	36-5566・36-5881	011402@city.omihachiman.lg.jp
交通政策課	36-5515	011403@city.omihachiman.lg.jp
環境課	36-5509・36-5593	010602@city.omihachiman.lg.jp
福祉政策課	36-5585・36-5508	010806@city.omihachiman.lg.jp
障がい福祉課	31-3711	010837@city.omihachiman.lg.jp
長寿福祉課	31-3737	010840@city.omihachiman.lg.jp
介護保険課	33-3511	010804@city.omihachiman.lg.jp
保険年金課	36-5501・36-5502・ 36-5751	010802@city.omihachiman.lg.jp

【近江八幡市（市長部局、議会事務局、教育委員会、安土町総合支所等）】②

担当部署	電話番号	メールアドレス
保険年金課	36-5501・36-5502・ 36-5751	010802@city.omihachiman.lg.jp
臨時特別給付対策室	36-5582	010803@city.omihachiman.lg.jp
幼児課	36-5507・36-5579	010808@city.omihachiman.lg.jp
子育て支援課	36-5524・36-5562	010427@city.omihachiman.lg.jp
健康推進課	33-4252	010836@city.omihachiman.lg.jp
発達支援課	31-3734	010810@city.omihachiman.lg.jp
新型コロナウイルスワクチン 接種対策室	36-1771	010860@city.omihachiman.lg.jp
土木課	36-5556	011202@city.omihachiman.lg.jp
国・県事業推進室	36-5540	011214@city.omihachiman.lg.jp
管理調整課	36-5518	011206@city.omihachiman.lg.jp
都市計画課	36-5510・36-5567	011210@city.omihachiman.lg.jp
住宅課	36-5511・36-5596	011212@city.omihachiman.lg.jp
建築課	36-5544	011201@city.omihachiman.lg.jp
農業振興課	36-5514・36-5576	011002@city.omihachiman.lg.jp
農村整備課	36-5545	011006@city.omihachiman.lg.jp
商工労政課	36-5517	011008@city.omihachiman.lg.jp
安土未来づくり課	1階 46-7206・46-7207 2階 46-3141	390110@city.omihachiman.lg.jp
会計課	36-5503	011600@city.omihachiman.lg.jp
議会事務局	36-5528	020200@city.omihachiman.lg.jp
監査委員事務局	36-5519	060200@city.omihachiman.lg.jp
選挙管理委員会事務局	36-5543	070200@city.omihachiman.lg.jp
農業委員会事務局	36-5520	050200@city.omihachiman.lg.jp
教育総務課	36-5539・36-5563	040200@city.omihachiman.lg.jp
学校教育課	36-5530・36-5531 36-5538	040400@city.omihachiman.lg.jp
生涯学習課 （中央公民館）	36-5533	045000@city.omihachiman.lg.jp (047200@city.omihachiman.lg.jp)
スポーツ推進課	33-6303	048600@city.omihachiman.lg.jp

【近江八幡市（市長部局、議会事務局、教育委員会、安土町総合支所等）】③

担当部署	電話番号	メールアドレス
国スポ・障スポ推進課	33-6303	048610@city.omihachiman.lg.jp
上下水道課	36-5534・36-5535 36-5536・36-5537	010618@city.omihachiman.lg.jp
総合医療センター 総務課	31-1240	030202@city.omihachiman.lg.jp

【近江八幡市（出先機関）】①

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
文化会館	文化観光課	523-0892	出町 366	33-8111
資料館	文化観光課	523-0871	新町二丁目 22	32-7048
かわらミュージアム	文化観光課	523-0821	多賀町 738-2	33-8567
市史編纂室 文化財整理室	文化観光課	523-0893	桜宮町 226-1	33-2118
白雲館	文化観光課	523-0864	為心町元 9	32-7003
防災センター	危機管理課	523-0083	小船木町 819	33-4192
環境エネルギーセンター	環境課	523-0036	竹町 1143	38-8110
一般廃棄物最終処分場	環境課	523-0074	水茎町 163	33-8017
さざなみ浄苑	環境課	523-0084	土船木町 37	33-3825
近江八幡市総合福祉センター（ひまわり館）	福祉政策課	523-0082	土田町 1313	33-1600
市民共生センター（はつらつ館）	障がい福祉課	523-0042	大森町 41-7	31-2700
八幡保育所	幼児課	523-0857	八幡町 220-2	32-4806
桐原保育所	幼児課	523-0042	大森町 51-1	33-4457
沖島保育所	幼児課	523-0801	沖島町 361	33-0003
武佐こども園	幼児課	523-0004	西生来町 1193	37-6662
老蘇こども園	幼児課	521-1332	安土町東老蘇 1300	46-2644
八幡幼稚園	幼児課	523-0892	出町 487	32-2349
沖島幼稚園	幼児課	523-0801	沖島町 360	33-9515

【近江八幡市（出先機関）】②

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
金田幼稚園	幼児課	523-0001	金剛寺町 390	37-1542
馬淵幼稚園	幼児課	523-0022	馬淵町 1533	37-2332
北里幼稚園	幼児課	523-0061	江頭町 970	36-7220
安土幼稚園	幼児課	521-1311	安土町下豊浦 5300	46-2066
八幡子どもセンター	子ども支援課	523-8507	八幡町 37-1	32-6330
八幡東子どもセンター	子ども支援課	523-0005	末広町 320-2	37-2862
八幡西子どもセンター	子ども支援課	523-0042	大森町 41-1	33-0703
子育て支援センター (クレヨン)	子ども支援課	523-0058	加茂町 1524	36-7270
安土子育て支援センター	子ども支援課	521-1343	安土町小中 1-8 (コミュニティー消防センター 2 階)	46-6400
保健センター	健康推進課	523-0894	中村町 25	33-4252
0 次予防センター (はちまん健やかプラザ)	健康推進課	523-0011	友定町 305	37-7411
子ども発達支援センタ ー	発達支援課	523-0082	土田町 1313 (ひまわり館 1 階)	33-8131
勤労者福祉センター (アクティ近江八幡)	商工労政課	523-0891	鷹飼町南四丁目 4-5	38-0758
安土町総合支所	安土町総合支所	521-1392	安土町小中 1-8	46-3141
八幡小学校	学校教育課	523-0876	本町五丁目 5	33-3174
島小学校	学校教育課	523-0840	島町 1603	32-3510
岡山小学校	学校教育課	523-0058	加茂町 3818	33-2478
金田小学校	学校教育課	523-0001	金剛寺町 276	37-7575
桐原小学校	学校教育課	523-0054	森尻町 414-1	33-3636
桐原東小学校	学校教育課	523-0082	土田町 175	33-2307
馬淵小学校	学校教育課	523-0022	馬淵町 1533	37-7022
北里小学校	学校教育課	523-0061	江頭町 1014	36-8046
武佐小学校	学校教育課	523-0012	武佐町 118	37-6025
沖島小学校	学校教育課	523-0801	沖島町 360	33-9515

【近江八幡市（出先機関）】③

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
安土小学校	学校教育課	521-1351	安土町常楽寺 456	46-2037
老蘇小学校	学校教育課	521-1332	安土町東老蘇 1300	46-3079
八幡中学校	学校教育課	523-0851	市井町 36	33-2059
八幡東中学校	学校教育課	523-0015	上田町 1751	37-1112
八幡西中学校	学校教育課	523-0056	古川町 50	34-8383
安土中学校	学校教育課	521-1341	安土町上豊浦 862	46-2157
教育研究所	学校教育課	523-0012	桜宮町 236 (南別館 教育委員会内)	36-5574
学校給食センター	学校教育課	523-0012	武佐町 329-1	37-5110
中央公民館	生涯学習課	521-1332	桜宮町 236 (南別館 教育委員会内)	46-3079
近江八幡図書館	生涯学習課	523-0828	宮内町 100	32-2049
安土図書館	生涯学習課	521-1341	安土町上豊浦 1	46-6479
運動公園体育館	スポーツ推進課	523-0086	津田町 18	33-6303
健康ふれあい公園	スポーツ推進課	523-0036	竹町 1178	37-0077
駅南総合スポーツ施設 (サン・ビレッジ近江八幡)	スポーツ推進課	523-0891	鷹飼町 40	37-0303
安土文芸の郷公園 (安土マリエート)	スポーツ推進課	521-1321	安土町桑実寺 777	46-2645
安土 B&G 海洋センター	スポーツ推進課	521-1311	安土町下豊浦 5428	46-4647
水道事業所	水道事業所	523-0893	桜宮町 214-10	33-1661
牧浄水場事務所	水道事業所	523-0072	牧町 1884-42	33-2834
総合医療センター	—	523-0082	土田町 1379	33-3151

【コミュニティセンター】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
八幡コミュニティセンター	523-0895	宇津呂町 73-1	32-2300
島地域防災センター	523-0804	島町 1671-1	32-2510
沖島コミュニティセンター	523-0801	沖島町 28-1	33-9799
岡山地域防災センター	523-0058	加茂町 3818-1	33-3478
金田コミュニティセンター	523-0001	金剛寺町 375	37-7225
桐原コミュニティセンター	523-0054	森尻町 414-3	33-3535
馬淵地域防災センター	523-0022	馬淵町 3145	37-7017
北里コミュニティセンター	523-0061	江頭町 973	36-8004
武佐コミュニティセンター	523-0012	武佐町 764	37-6017
安土コミュニティセンター	521-1311	安土町下豊浦 4660	46-6174
老蘇コミュニティセンター	521-1332	安土町東老蘇 1136-1	46-8120

【近江八幡市（警察・消防）】①

名称	郵便番号	所在地	電話番号
近江八幡警察署	523-0082	土田町 1332-1	32-0110
北里警察官駐在所	523-0061	江頭町 983-2	36-8058
桐原警察官駐在所	523-0041	中小森町 1228-1	33-8309
篠原駅前警察官駐在所	523-0046	上野町 40-13	33-8319
馬淵警察官駐在所	523-0022	馬淵町 1767	37-0002
近江八幡駅前交番	523-0891	鷹飼町 1506	33-8049
島警察官駐在所	523-0808	長命寺町大字東出 29-4	32-8310
八幡山交番	523-0833	鍛冶屋町 34	32-8307
武佐交番	523-0011	友定町 498-4	37-6210

【近江八幡市（警察・消防）】②

名称	郵便番号	所在地	電話番号
安土警察官駐在所	521-1341	安土町上豊浦 1303-3	46-2044
滋賀県警察本部	520-0806	大津市打出浜 1-10	(077) 522-1231
滋賀県防災航空隊	529-1663	日野町北脇 214-71	(0748) 52-6677
近江八幡消防署	523-0083	小船木町 819	33-5119
東近江行政組合消防本部	527-0037	東近江市東今崎町 5-33	(0748) 22-7600
消防庁	100-8927	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 5574-0119

【近江八幡市（消防団関係等）】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
八幡コミュニティ消防センター (八幡分団)	523-0895	宇津呂町 73	34-8119
島コミュニティ消防センター (島分団)	523-0804	島町 1690-1	33-7119
岡山コミュニティ消防センター (岡山分団)	523-0058	加茂町 3818-1	33-9099
金田コミュニティ消防センター (金田分団)	523-0001	金剛寺町 236	38-1190
桐原コミュニティ消防センター (桐原分団)	523-0054	森尻町 414-3	33-3032
馬淵コミュニティ消防センター (馬淵分団)	523-0022	馬淵町 3145	38-0027
北里コミュニティ消防センター (北里分団)	523-0061	江頭町 973	36-6207
武佐コミュニティ消防センター (武佐分団)	523-0012	武佐町 764	38-0119
沖島コミュニティ消防センター (沖島分団)	523-0801	沖島町 481	33-9781
安土コミュニティ防災センター (安土分団)	521-1311	安土町下豊浦 1-8	
老蘇コミュニティ消防センター (老蘇分団)	521-1332	安土町東老蘇 1135	46-3521

【近江八幡市（県関係）】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
農業技術振興センター	521-1301	安土町大中 516	46-3081
農業大学校	521-1301	安土町大中 503	46-2551
馬渕浄水場（旧中部水道事業所）	523-0022	馬淵町 1875	37-4621
安土城郭調査事務所	521-1311	安土町下豊浦 6678	46-6144
食肉衛生検査所	523-0013	長光寺町 1089-10	37-7037
病虫害防疫所	521-1301	安土町大中 516	46-4926
家畜保健衛生所	523-0813	西本郷町 226-1	37-7511
男女共同参画センター	523-0891	鷹飼町 80-4	37-3751
（公財）滋賀食肉公社	523-0013	長光寺町 1089-4	37-3917
安土城考古博物館	521-1311	安土町下豊浦 6678	46-2424
近江八幡警察署	523-0082	土田町 1322-1	32-0110
八幡高等学校	523-0031	堀上町 105	33-2302
八幡商業高等学校	523-0895	宇津呂町 10	32-2072
八幡工業高等学校	523-0816	西庄町 5	37-7227

【近江八幡市（国関係）】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
近畿地方整備局琵琶湖河川事務所	520-0844	大津市黒津4丁目5-1	(077) 546-0844
近畿地方整備局滋賀国道事務所	520-0803	大津市竜が丘 4-5	(077) 523-1741
近畿農政局滋賀県拠点	520-0044	大津市京町 3-1-1	(077) 522-4261
彦根地方气象台	522-0068	彦根市城町 2-5-25	(0749) 22-6141
大阪管区气象台	540-0008	大阪市中央区大手前 4-1-76	(06) 949-6302
滋賀森林管理署八幡森林事務所	523-0894	中村町 413-1	33-2321
近江八幡税務署	523-8502	桜宮町 243-2	33-3141
近江八幡公証役場	523-0893	桜宮町 214-5	33-2988

【近江八幡市（その他機関）】①

名称	郵便番号	所在地	電話番号
医療			
ヴォーリズ記念病院	523-0806	北之庄町492	32-5211
滋賀八幡病院	523-0891	鷹飼町744	33-7101
休日急患診療所	523-0892	出町 381	33-9311
近江八幡市蒲生郡医師会	523-0892	出町381	33-1921
湖東歯科医師会	527-0045	東近江市中小路483-4	(0748) 20-2801
八幡蒲生薬剤師会	523-0892	出町381	33-3714
大津赤十字病院	520-0046	大津市長等1-1-35	(077) 522-4131
日本赤十字社滋賀県支部	520-0044	大津市京町4-3-38	(077) 522-6758

名称	郵便番号	所在地	電話番号
交通・通信・電気・ガス①			
西日本旅客鉄道(株)京都支社	601-8401	京都市南区西九条北ノ内町5-5	(075) 682-8004
J R 近江八幡駅	523-0891	鷹飼町	33-2205 (J R 近江八幡駅へ 連絡)
J R 篠原駅	523-0046	上野町 1260	
J R 安土駅	521-1341	安土町上豊浦 1325	
近江鉄道近江八幡駅	523-0891	鷹飼町 616	37-7360
近江鉄道武佐駅（無人駅）	523-0013	長光寺町 55	37-1068
近江鉄道(株)	522-0010	彦根市駅東町 15-1	(0749) 22-3301
近江バス八日市営業所	527-0025	東近江市八日市東本町 11-3	(0748) 22-5511
近江バスあやめ営業所	524-0202	野洲市菖蒲 14-1	(077) 589-2000
滋賀バス(株)	528-0037	甲賀市水口町本綾野 1-1	(0748) 62-7011
帝産湖南交通(株)	525-0042	草津市山寺町 188	(077) 562-3020
京阪バス(株)大津営業所	520-0861	大津市石山寺 4-1-10	(077) 531-2121
琵琶湖汽船(株)	520-0047	大津市浜大津 5-1-1	(077) 522-4115

【近江八幡市（その他機関）】②

名称	郵便番号	所在地	電話番号
交通・通信・電気・ガス②			
近江トラベル(株)旅客船課	522-0002	彦根市松原町 3755	(0749) 22-0619
(一社) 滋賀県トラック協会	524-0104	守山市木浜町 2298-4	(077) 585-8080
(一社) 滋賀県バス協会	524-0104	守山市木浜町 2298-4	(077) 585-8333
日本通運大津支店	520-3017	栗東市六地藏 1070-1	(077) 544-5730
西日本電信電話(株)滋賀支店	520-0047	大津市浜大津 1-1-26	(077) 510-0961
関西電力送配電(株)滋賀支社	520-0801	大津市におの浜 4-1-51	(0800) 777-3081
滋賀県L P ガス協会近江八幡支部	523-0892	出町 127	32-1680
協同組合滋賀県L P ガス保安センター	523-0813	西本郷町西 6-6	38-5372
大阪ガス(株)京滋導管部	600-8815	京都市下京区中堂寺栗田町 93	—

名称	郵便番号	所在地	電話番号
報道関係			
京都新聞社 滋賀本社滋賀北部総局	523-0892	出町 381-9	33-3275
朝日新聞社 近江八幡支局	523-0894	中村町 50-4	33-2208
毎日新聞社 近江八幡通信部	523-0894	中村町 36-1	33-2412
読売新聞社 近江八幡通信部	524-0104	桜宮町 211-1-511	33-2818
中日新聞社 近江八幡通信局	523-0032	白鳥町 5-12	33-3456
産経新聞社 大津支局	520-0043	大津市中央 1-3-2	(077) 522-6628
滋賀報知新聞社 中部本社	527-0015	東近江市中野町 1005	(0748) 23-1111
NHK大津放送局	520-0806	大津市打出浜 3-30	(077) 522-3074
びわ湖放送	520-0826	大津市鶴の里 16-1	(077) 524-0155
(株)Z T V近江八幡支局	523-0015	上田町 1244-1	36-6110

【近江八幡市（その他機関）】③

名称	郵便番号	所在地	電話番号
その他防災関係			
グリーン近江農業協同組合 本店	527-0029	東近江市八日市町 1-17	(0748) 25-5100
グリーン近江農業協同組合 八幡駅前事業所	523-0891	鷹飼町北 4-12-2	33-8473
近江八幡商工会議所	523-0893	桜宮町 231-2	33-4141
安土町商工会	521-1343	安土町小中 1-8	46-2389
近江八幡漁業協同組合	523-0808	長命寺町 29-4	32-4405
沖島漁業協同組合	523-0801	沖島町 43	33-9511
近江八幡建設工業会	523-0893	桜宮町 231-2	33-4122
近江八幡建設連合会	523-0033	日吉野町 743-27	38-5074
滋賀職業能力開発短期大学校	523-0056	古川町 1414	31-2250
ハローワークプラザ近江八幡	523-0891	鷹飼町 562 近江八幡第一生命ビル 7 階	33-8609
近江八幡市社会福祉協議会	523-0082	土田町 1313	32-1781
近江八幡市社会福祉協議会安土支所	521-1342	安土町上出 908-1	46-2571
日本郵便(株)近江八幡郵便局	523-0894	中村町 27	33-3501
(一財)滋賀県婦人会館	523-0891	鷹飼町 105-2	37-3113
(公社)近江八幡市シルバー人材センター	523-0894	中村町 28-1	32-1155
(一社)近江八幡観光物産協会	523-0864	為心町元 9	32-7003
近江八幡駅北口観光案内所	523-0891	鷹飼町(駅構内)	33-6061
安土駅観光案内所	521-1341	安土町上豊浦 1303	46-4234
滋賀県農業共済組合 東部支所	527-0074	東近江市辺町 3471-1	(0748) 20-5225
近江八幡・竜王少年センター	523-0891	鷹飼町 52	37-2637
(学)ヴォーリズ学園	523-8501	市井町 177	32-3444
近江兄弟社ひかり園	523-0821	多賀町 557	32-0301
近江兄弟社小学校	523-0817	浅小井町 699	31-2122
近江兄弟社中学校・高等学校	523-0851	市井町 177	32-3444

(一部再掲あり)

【その他の市町（国民保護担当課）】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話 FAX番号
大津市	総務部 危機・防災対策課	520-8575	大津市御陵町 3-1	(077) 528-2616 (077) 523-2202
彦根市	市長直轄組織 危機管理課	522-8501	彦根市元町 4-2	(0749) 30-6150 (0749) 23-1777
長浜市	防災危機管理局	526-0031	長浜市八幡東町 632	(0749) 65-6555 (0749) 65-8555
近江八幡市	市民部 危機管理課	523-8501	近江八幡市小船木町 819	(0748) 33-4192 (0748) 33-4193
草津市	総合政策部 危機管理課	525-8588	草津市草津 3-13-30	(077) 561-2325 (077) 561-6852
守山市	環境生活部 危機管理課	524-8585	守山市吉身 2-5-22	(077) 582-1119 (077) 583-5066
栗東市	総務部 危機管理課	520-3088	栗東市安養寺 1-13-33	(077) 551-0109 (077) 518-9833
甲賀市	総合政策部 危機管理課	528-8502	甲賀市水口町水口 6053	(0748) 65-0665 (0748) 65-4619
野洲市	市民部 危機管理課	520-2395	野洲市小篠原 2100-1	(077) 587-6089 (077) 587-4033
湖南市	危機管理局 危機管理・防災課	520-3288	湖南市中央 1-1	(0748) 71-2311 (0748) 72-2000
高島市	政策部 危機管理局 防災課	520-1592	高島市新旭町北畑 565	(0740) 25-8133 (0740) 25-8551
東近江市	総務部 防災危機管理課	527-8527	東近江市八日市緑町 10-5	(0748) 24-5617 (0748) 24-0752
米原市	政策推進部 市長公室 防災危機管理課	521-8501	米原市米原 1016	(0749) 53-5161 (0749) 53-5149
日野町	総務課	529-1698	日野町河原 1-1	(0748) 52-6500 (0749) 52-2043
竜王町	生活安全課	520-2592	蒲生郡竜王町小口 3	(0748) 58-3703 (0748) 58-2573
愛荘町	くらし生活環境課	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川 72	(0749) 42-7699 (0749) 42-7377
豊郷町	総務課	529-1169	犬上郡豊郷町石畑 375	(0749) 35-8111 (0749) 35-4575
甲良町	総務課	522-0244	犬上郡甲良町在土 353-1	(0749) 38-3311 (0749) 38-3421
多賀町	総務課	522-0341	犬上郡多賀町多賀 324	(0749) 48-8120 (0749) 48-0157

【消防機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大津市消防局	警防課	520-8575	大津市御陵町 3-1	(077) 525-9903 (077) 522-9904
湖南広域消防局	消防救助課	520-3024	栗東市小柿 3-1-1	(077) 552-8825 (077) 552-0988
甲賀広域行政組合 消防本部	消防総務課 危機管理課	528-0005	甲賀市水口町水口 6218	(0748) 63-7930 (0748) 63-7950
東近江行政組合 消防本部	警防課	527-0037	東近江市東今崎町 5-33	(0748) 22-7604 (0748) 23-7613
彦根市消防本部	警防課	522-0054	彦根市西今町 415	(0749) 22-0337 (0749) 27-9427
湖北地域消防本部	警防課	526-0033	長浜市平方町 1135	(0749) 62-6194 (0749) 65-4550
高島市消防本部	警防課	520-1655	高島市今津町日置前 5150	(0740) 22-5402 (0740) 22-5199

【県（知事部局、教育委員会、警察本部等）】

担当部署	郵便番号	所在地	電話 F A X 番号	メールアドレス
防災危機管理局 ※滋賀県国民保護 協議会事務局	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3432 (077) 528-6037	as0005@pref.shiga.lg.jp
知事公室 (広報課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3040 (077) 528-4803	koho00@pref.shiga.lg.jp
総合企画部 (企画調整課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3310 (077) 528-4830	kikaku@pref.shiga.lg.jp
総務部 (人事課)	520-8677	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3150 (077) 528-4815	bc00@pref.shiga.lg.jp
琵琶湖環境部 (環境政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3350 (077) 528-4844	de00@pref.shiga.lg.jp
健康医療福祉部 (健康福祉政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3510 (077) 528-4850	ea00@pref.shiga.lg.jp
商工観光労働部 (商工政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3710 (077) 528-4870	fa00@pref.shiga.lg.jp
農政水産部 (農政課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3810 (077) 528-4880	ga00@pref.shiga.lg.jp
土木交通部 (監理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4110 (077) 524-0943	ha00@pref.shiga.lg.jp
会計管理局 (管理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4310 (077) 528-4920	ka00@pref.shiga.lg.jp
企業庁 (経営課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 589-4608 (077) 589-4715	na01100@pref.shiga.lg.jp
病院事業庁 (経営管理課)	524-0022	守山市守山五丁目4-30	(077) 528-5079 (077) 528-5697	nb00@pref.shiga.lg.jp
議会事務局 (総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4080 (077) 528-4940	gikai-s@pref.shiga.lg.jp
教育委員会 (教育総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4510 (077) 528-4950	ma00@pref.shiga.lg.jp
警察本部 (警備第二課)	520-8501	大津市打出浜1-10	(077) 522-1231(代表)	pal8@pref.shiga.lg.jp

【県（出先機関）】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・F A X 番号
南部土木事務所	経理用地課	525-8525	草津市草津三丁目14-75	(077) 567-5433 (077) 562-9234
甲賀土木事務所	経理用地課	528-8511	甲賀市水口町水口6200	(0748) 63-6153 (0748) 63-1504
東近江土木事務所	経理用地課	527-8511	東近江市八日市緑町7-23	(0748) 22-7733 (0748) 23-4163
湖東土木事務所	経理用地課	522-0071	彦根市元町4-1	(0749) 27-2241 (0749) 23-3531
長浜土木事務所	経理用地課	526-0033	長浜市平方町1152-2	(0749) 65-6636 (0749) 62-5065
高島土木事務所	経理用地課	520-1621	高島市今津町今津1758	(0740) 22-6041 (0740) 22-6077

【その他の県内関係機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
滋賀県市長会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館 3 階	(077) 522-2711 (077) 523-2354
滋賀県町村会	事務局	520-0807	大津市松本 1-2-1 滋賀県大津合同庁舎 5 階	(077) 526-2222 (077) 526-1279
(公財) 滋賀県消防協会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館 2 階	(077) 522-1965 (077) 526-1039
(一社) 滋賀県歯科医師会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 523-2787 (077) 523-2788
(一社) 滋賀県薬剤師会	事務局	525-0072	草津市笠山 7-4-52	(077) 565-3535 (077) 563-9033
(公社) 滋賀県看護協会	事務局	525-0032	草津市大路 2-11-51	(077) 564-6468 (077) 562-8998
(一社) 滋賀県病院協会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 525-7525 (077) 525-5859
(公社) 滋賀県私立病院協会	事務局	520-0232	大津市真野 1-12-30	(077) 572-3825 (077) 573-8726
(一社) 滋賀県バス協会	事務局	524-0104	守山市木浜町 2298-4	(077) 585-8333 (077) 585-8335
(一社) 滋賀県トラック協会	事務局	524-0104	守山市木浜町 2298-4	(077) 585-8080 (077) 585-8015

【防衛省関係】

○自衛隊滋賀地方協力本部

〒520-0044 大津市京町 3-1-1

TEL: 077-524-6446

FAX: 077-524-8401

○陸上自衛隊第3戦車大隊

<今津>

〒520-1600 高島市今津町今津平郷 995

TEL: 0740-22-2581

○近江八幡地域事務所

〒523-0073 近江八幡市出町 414-6 サツキビル 1 階

TEL/FAX: 0748-33-2103

資料3 市の各部における平素の業務

部局名	平 素 の 業 務
危機管理監	危機管理課 - ア 消防団その他消防関係組織に関すること。 - イ 東近江行政組合消防本部との連絡に関すること。 - ウ 消防設備の維持管理に関すること。 - エ 防災会議及び防災訓練に関すること。 - オ 防災計画及び防災マニュアルに関すること。 - カ 災害対策本部及び防災に関すること。 - キ 防災拠点施設の整備事業に関すること。 - ク 防災拠点施設の維持管理に関すること。 - ケ 防災備蓄品の管理に関すること。 - コ 防災情報通信システム全般に関すること。 - サ 消防水利の基準に関すること。 - シ 災害協定に関すること。 - ス 原子力防災に関すること。 - セ 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。 - ソ 水難救護法（明治32年法律95号）に関すること。 - タ 国民保護に関すること。 - チ 危機管理に関すること。
総合政策部	企画課 - ア 市政に関する総合的かつ基本的な方針及び計画に関すること。 - イ 市政の総合調整並びに重要施策及び事業の進捗管理に関すること。 - ウ 総合政策課題の解決に関すること。 - エ 地域振興に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。 - オ 議員との政策懇談等に関すること。 - カ 政策会議に関すること。 - キ 市町合併に関すること。 - ク 企業誘致に関すること。 - ケ 広域連携・大学連携に関すること。 - コ 企画調整に関すること。 - サ 地方創生の総合調整に関すること。 - シ 再生可能エネルギーの連絡調整に関すること。 - ス 土地利用計画に関すること。 - セ 環境共生事業（エコハウス）に関すること。 - ソ 離島振興対策及び辺地整備計画に関すること。 - タ 教育大綱及び総合教育会議に関すること。 - チ 指定統計その他統計調査（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 - ツ SDGs に関すること。 - テ 安土学区の教育施設等の整備に関すること。 行政経営改革室 - ア 行政組織に関すること。 - イ 職員定員管理計画に関すること。 - ウ 行政改革の推進に関すること。 - エ 事業評価に関すること。 - オ 指定管理者の選定に関すること。 - カ 公共施設等総合管理計画に関すること。 - キ 広告審査会に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
総合政策部	行政経営改革室 ク 普通財産の処分計画の策定及び処分（歳入確保対策に係るものに限る。）に関する こと。 市庁舎整備推進室 ア 市庁舎整備工事の契約解除に関すること。 イ 新庁舎等の整備に関すること。 秘書広報課 ア 秘書及び渉外に関すること。 イ 行政要望事項の整理及びその実施のために必要な連絡調整に関すること。 ウ 名誉市民に関すること。 エ 市民憲章に関すること。 オ ほう賞及び表彰その他儀式に関すること。 カ 市長の資産公開に関すること。 キ 友好提携都市（夫婦、姉妹及び兄弟都市）に関すること。 ク 市長会に関すること。 ケ 市政の広報活動に関すること。秘書広報課 コ 広報活動の総合調整に関すること。 サ ホームページ及び SNS の管理に関すること。 シ 報道関係との連絡調整に関すること。 ス 広聴に関すること。 セ 市政に関する情報収集及び発信に関すること。 ソ 行政会議（部長会議、次長会議及び課長会議）に関すること。 タ その他部内他課の所掌に属しないこと。 まちづくり協働課 ア コミュニティセンター及び地域防災センターに関すること。 イ 協働のまちづくりの推進に関すること。 ウ 市民自治組織との連絡調整及びコミュニティ事業の推進に関すること。 エ 地縁団体に関すること。 オ NPO 等公益活動に関すること。 カ 多文化共生に関する施策の総合調整に関すること。 キ 国際交流事業に関すること。 ク 公益財団法人近江八幡市国際協会との連絡調整に関すること。 ケ パブリックコメントの推進に関すること。 文化振興課 ア 文化振興基本計画に関すること。 イ 文化芸術の振興に関すること。 ウ 市民文化の推進に関すること。 エ 美術展覧会に関すること。 オ 文化芸術関係団体の指導、育成及び連絡調整に関すること。 カ 文化財の調査に関すること。 キ 指定文化財の指定に関すること。 ク 文化財の保存及び活用に関すること。 ケ 文化財の保護事務の連絡調整に関すること。 コ 市史の編集に必要な資料の収集及び記録保存に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
総合政策部	文化振興課 サ 文化会館に関すること。 シ 郷土資料館、歴史民俗資料館及び旧西川家住宅に関すること。 ス かわらミュージアムに関すること。 セ 旧安土匠の里に関すること。 ソ 安土文芸の郷公園の指定管理に関すること。 タ 公益財団法人安土文芸の郷振興事業団との連絡調整に関すること。 チ 市指定文化財旧伊庭家住宅に関すること。 ツ 特別史跡安土城ガイダンス施設に関すること。 観光政策課 ア 観光事業の振興に関すること。 イ 観光資源の開発及び管理に関すること。 ウ 観光諸団体との連絡調整に関すること。 エ 広域観光事業促進に関すること。 オ ビジターズプロモーションに関すること。 カ 白雲館の管理運営に関すること。 キ 安土城郭資料館の管理運営に関すること。 ク 観光駐車場、観光案内所等に関すること。 魅力発信課 ア シティプロモーションに関すること。 イ ふるさと応援寄附金に関すること。 ウ ふるさと応援寄附金推進事業に関すること。 市民生活・産業支援室 ア 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い市が行う施策の調整及び情報発信等に関すること。 イ その他新型コロナウイルス感染症拡大に関する他の部課室の所掌に属しないこと。
総務部	総務課 ア 市議会の招集、提出議案の審査及び調整並びに連絡等に関すること。 イ 条例、規則等の立案、審査及び公布に関すること。 ウ 公印（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 エ 文書の管理に関すること。 オ 選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。 カ 旧看護専門学校に関すること。 キ 東近江行政組合との連絡調整に関すること。 ク 安土町総合支所との連絡調整に関すること。 ケ 幹事課長会議に関すること。 コ 権限移譲事務に関すること。 サ 行政不服審査に関すること。 シ 訴訟及び和解に関すること。 ス 市の行政区域に関すること。 セ 個人情報保護及び情報公開に関すること。 ソ 慣行に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
総務部	総務課 タ 特別職の事務引継ぎに関する事。 チ コンプライアンスに関する事。 ツ 社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護に関する事。 テ その他部内の他課及び他の部課室の所掌に属しない事。 人事課 ア 職員の任免、分限、賞罰及び服務に関する事。 イ 職員の給与に関する事。 ウ 職員懲戒審査委員会に関する事。 エ 職員の損害賠償に関する事。 オ 特別職の任免に関する事。 カ 特別職報酬等審議会に関する事。 キ 行政委員会等の職員の人事及び組織についての連絡調整に関する事。 ク 職員団体に関する事。 ケ 職員の研修及び能力開発に関する事。 コ 職員提案に関する事。 サ 人事評価に関する事。 シ 公務災害補償に関する事。 ス 職員の健康管理及び福利厚生に関する事。 セ 安全衛生委員会に関する事。 ソ 市町村職員共済組合に関する事。 タ 職員互助会に関する事。 財政課 ア 市の予算及び財政に関する事。 イ 行政委員会等の予算の執行についての連絡調整に関する事。 ウ 地方交付税に関する事。 エ 市債及び一時借入金に関する事。 管財契約課 ア 建設工事、業務委託及び役務提供の入札及び請負契約に関する事。 イ 建設工事請負契約の検査及び審査に関する事。 ウ 建設工事等契約審査会に関する事。 エ 土地開発基金に関する事。 オ 市有財産の総合調整に関する事。 カ 庁舎の維持管理に関する事。 キ 電話交換に関する事。 ク 寄附採納（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関する事。 ケ 庁用自動車の運用及び安全運転管理に関する事。 コ 登記の嘱託（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関する事。 サ 行政委員会等の管理に属する財産又は公の施設についての連絡調整に関する事。 シ 財産区に関する事。 ス 購入に係る入札及び請負契約に関する事。 セ 物品購入の機種選定委員会及び契約審査会に関する事。 ソ 普通財産の管理及び処分に関する事。 タ 住宅地区改良事業に伴う残地等の処分に関する事。

部局名	平 素 の 業 務
総務部	税務課 - ア 市民税に関すること。 - イ 軽自動車税に関すること。 - ウ たばこ税に関すること。 - エ 入湯税に関すること。 - オ 県民税に関すること。 - カ 原動機付自転車標識の交付に関すること。 - キ 固定資産税に関すること。 - ク 都市計画税に関すること。 - ケ 市税の反則取締に関すること。 収納課 - ア 納税の啓発宣伝に関すること。 - イ 納税相談に関すること。 - ウ 納税証明書等の交付に関すること。 - エ 市税の督促に関すること。 - オ 滞納債権の整理回収に関すること。 - カ 滞納債権に係る調査及び総合調整に関すること。 - キ 滞納債権に係る助言、指導に関すること。 - ク 自動車臨時運行の許可に関すること。 情報政策課 - ア 情報化推進に関すること。 - イ 電子計算組織の運営管理、企画及び関係各課等の連絡調整に関すること。 - ウ 旧マルチメディアセンターの管理に関すること。 - エ 情報セキュリティ対策に関すること。 - オ 社会保障・税番号制度の運用及び安全管理（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 - カ 自治体D X推進に係る企画、立案及び総合調整に関すること
市民部	市民課 - ア 戸籍、住民基本台帳の届出等の受付に関すること。 - イ 謄抄本交付及び証明（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 - ウ 埋葬及び火葬の許可に関すること。 - エ 改葬の許可に関すること。 - オ 印鑑登録及び印鑑証明に関すること。 - カ 死産届の受付に関すること。 - キ 市民の死去に係る弔文の交付に関すること。 - ク 住民基本台帳の整備に関すること。 - ケ 個人番号カードの交付及び公的個人認証（電子証明書）に関すること。 - コ 総合窓口機能の調整に関すること。 - サ 外国人住民に関すること。 - シ 税証明等の交付に関すること。 - ス 転入、転出等の異動に伴う介護保険の資格等に関すること。 - セ 小・中学校に係る転出入届の受付及び転出入通知の発行に関すること。 - ソ 国籍の取得及び喪失に関すること。 - タ 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条の規定による通知に関すること。 - チ 身分事項の事務処理に関すること。 - ツ 人口動態調査及び人口推計に関すること。 - テ 戸籍事務に関すること。 - ト 戸籍附票の異動整理に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
市民部	市民課 ナ 在外選挙人事務に関する事。 人権・市民生活課 ア 男女共同参画施策の総合的な企画調整に関する事。 イ 男女共同参画に係る調査、研究、相談及び啓発に関する事。 ウ 男女共同参画の推進に係る関係機関等との連絡調整に関する事。 エ 男女共同参画推進本部に関する事。 オ 男女共同参画審議会に関する事。 カ 人権施策の推進に係る総合調整に関する事。 キ 人権擁護推進本部に関する事。 ク 人権擁護審議会に関する事。 ケ 人権施策の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。 コ 人権擁護委員の推薦に関する事。 サ 人権教育（学校教育に係る部分を除く。）及び啓発の総合的な連絡調整に関する事。 シ 社会教育における人権学習及び啓発の推進に関する事。 ス 市民法律相談及び行政相談に関する事。 セ 消費者行政に関する事。 ソ 消費生活センターに関する事。 タ 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第234号）等の規定による立入検査等に関する事。 チ 安全で安心なまちづくりに関する事。 ツ 市民自主防犯組織等との連絡調整に関する事。 交通政策課 ア 交通安全対策に関する事。 イ 自転車等の放置の防止に関する事。 ウ バスの運行対策に関する事。 エ 地方運輸路線の対策に関する事。 オ 公共交通に関する事。 環境課 ア 環境基本計画に関する事。 イ 公害（環境基本法（平成5年法律第91号）に定義するものをいう。）の防止に関する事。 ウ 地球温暖化防止の推進に関する事。 エ 振動、騒音、悪臭、大気及び水質の調査等に関する事。 オ 環境美化の推進に関する事。 カ 自然環境保全（ラムサール条約を含む。）に関する事。 キ 一般廃棄物の処理に関する事。 ク 合理化事業計画に関する事。 ケ 第1クリーンセンターに関する事。 コ 環境エネルギーセンターとの連絡調整に関する事。 サ 最終処分場に関する事。

部局名	平 素 の 業 務
市民部	環境課 - シ 火葬場、納骨堂及び墓地に関すること。 - ス 生活害虫の発生予防に関すること。 - セ 共同浴場及び公衆便所（他の部課の所掌に属するものを除く。）の管理運営に関すること。 - ソ 畜犬の登録事務に関すること。 - タ 住宅地の生活環境被害に係る鳥獣保護及び有害鳥獣対策、捕獲許可等に関すること。 - チ 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に関すること。 - ツ 中部清掃組合（安土最終処分場）に係る連絡調整に関すること。 - テ 循環型社会の形成の推進に関すること。 - ト 浄化槽区域の生活排水に関する啓発及び指導に関すること。 - ナ その他部内の他課の所掌に属しないこと。
福祉保険部	福祉政策課 - ア 福祉分野の政策立案及び部内の調整に関すること。 - イ 地域福祉計画の推進に関すること。 - ウ 民生委員・児童委員（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 - エ 避難行動要支援者対策（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 - オ 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 - カ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 - キ 総合福祉センターに関すること。 - ク 社会福祉法人の認可、指導及び監査に関すること。 - ケ 福祉事務所に関すること。 - コ 日本赤十字社近江八幡地区事務局に関すること。 - サ 生活保護に関すること。 - シ 生活困窮者自立支援に関すること。 - ス 中国残留邦人等の帰国後の支援に関すること。 - セ 福祉に関する相談及び支援の調整に関すること。 - ソ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。 - タ 身寄りのない独居人の死亡に関すること。 - チ その他部内の他課の所掌に属しないこと。 障がい福祉課 - ア 身体、知的及び精神障がい者福祉に関すること。 - イ 障がいのある児童の福祉に関すること。 - ウ 障がい者支援施設及び事業所の整備及び運営に関すること。 - エ 障がい者の虐待防止対策の推進及び権利擁護等の相談、措置に関すること。 - オ 特別障害者手当及び特別児童扶養手当等に関すること。 - カ 市民共生センターとの連絡調整に関すること。 - キ 障がい者（児）の手帳交付及び自立支援医療給付等に関すること。 - ク 障がい者（児）、難病患者及び戦傷病者の補装具給付等並びに障がい者（児）及び小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付に関すること。 - ケ 障がい者（児）等の障害福祉サービスの給付及び地域生活支援事業による支援に関すること。 - コ 障がい支援区分等の認定調査及び審査会に関すること。 - サ 障がい児者地域自立支援協議会に関すること。 - シ 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること。 - ス 障がい福祉に係る各種証明等の交付に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
福祉保険部	障がい福祉課 - セ 東近江福祉圏域共同事業等の運営に関する事。 - ソ 情報コミュニケーション支援に関する事。 - タ 障がい者（児）（発達障がいを含む。）及び難病患者に係る相談支援等（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関する事。 - チ 身体及び知的障がい者相談員に関する事。 長寿福祉課 - ア 地域包括支援センターの運営に関する事。 - イ 指定介護予防支援事業所の運営に関する事。 - ウ 高齢者介護予防に関する事。 - エ 高齢者支援に係るマネジメントに関する事。 - オ 高齢者の総合相談及び連絡調整に関する事。 - カ 地域ケア会議に関する事。 - キ 在宅医療・介護連携に係る多職種連携及び啓発に関する事。 - ク 認知症施策の推進に関する事。 - ケ 高齢者福祉施策の企画及び推進に関する事。 - コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく措置に関する事。 - サ 高齢者の虐待防止等権利擁護の相談、対策の推進及び措置に関する事。 - シ 高齢者福祉施設の整備及び管理運営に関する事。 - ス 高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に関する事 介護保険課 - ア 被保険者の資格及び給付管理に関する事。 - イ 介護保険料の管理に関する事。 - ウ 介護施設等の整備に関する事。 - エ 介護施設等の指定及び指導に関する事。 - オ 介護認定に関する事。 - カ 認定審査会共同設置に関する事。 - キ 介護保険の相談に関する事。 - ク 介護人材の確保及び育成に関する事。 - ケ 総合介護計画の策定及び推進に関する事。 - コ 総合介護市民協議会に関する事。 保険年金課 - ア 国民健康保険事業に関する事。 - イ 国民健康保険運営協議会に関する事。 - ウ 国民健康保険の広域化に関する事。 - エ 福祉医療に関する事。 - オ 後期高齢者医療に関する事。 - カ 国民年金に関する事。 - キ 外国人老齢福祉金に関する事。 - ク 国民健康保険料に関する事。 - ケ 国民健康保険料の徴収に関する事。 - コ 後期高齢者医療広域連合に関する事。 - サ 後期高齢者医療保険料に関する事。 - シ 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。 - ス 子ども医療費助成に関する事。

部局名	平 素 の 業 務
福祉保険部	臨時特別給付対策室 子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給に関すること。
子ども健康部	幼児課 - ア 保育所及び認定こども園の保育課程の編成及び指導助言に関すること。 - イ 就学前教育のあり方に関すること。 - ウ 就学前施設の整備計画に関すること。 - エ 幼稚園教育の助言に関すること。 - オ 認定こども園に関すること。 - カ 保育所、幼稚園及び認定こども園（以下この号において「保育所等」という。）の障がい児保育及び特別支援教育に関すること。 - キ 保育所等の保健、安全及び環境衛生に関すること。 - ク 保育所等の管理運営及び組織編成に関すること。 - ケ 保育所等の施設の維持・管理に関すること。 - コ 保育所等の入・退所（園）に関すること。 - サ 保育所等の保育料及び給食費の決定並びに徴収に関すること。 - シ 保育所及び認定こども園の給食及び食育に関すること。 - ス 地域型保育事業に関すること。 - セ 幼児教育センターに関すること - ソ その他部内の他課の所掌に属しないこと。 子育て支援課 - ア 児童福祉に関すること。 - イ 子ども・子育て会議に関すること。 - ウ 子ども・子育て支援事業計画の策定及び進捗管理に関すること。 - エ 子育て支援施策に関すること。 - オ 母子及び父子福祉に関すること。 - カ ひとり親家庭の施策に関すること。 - キ 少子対策推進本部に関すること。 - ク 少子対策の啓発活動に関すること。 - ケ 子どもセンター及び子育て支援センターに関すること。 - コ 放課後児童クラブに関すること。 - サ こどもの家に関すること。 - シ 児童扶養手当に関すること。 - ス 児童手当に関すること。 - セ 子ども家庭総合支援拠点に関すること。 - ソ 子どもの貧困に関すること。 - タ 要保護児童対策地域協議会に関すること。 - チ 女性相談及び女性保護に関すること。 健康推進課 - ア 母子保健に関すること。 - イ 予防接種に関すること。 - ウ 妊婦及び乳幼児健診事業に関すること。 - エ 児童虐待の早期発見及び予防に関すること。 - オ 未熟児養育医療の申請に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
子ども健康部	健康推進課 - カ 妊娠から出産、子育て期における包括支援に関すること。 - キ 食育に関すること。 - ク 市民の健康づくりに関すること。 - ケ がん検診その他健（検）診事業に関すること。 - コ 歯科保健に関すること。 - サ 心の健康づくりに関すること。 - シ 健康増進団体の育成及び支援に関すること。 - ス 感染症予防等健康危機管理に関すること。 - セ 地域医療連携に関すること。 - ソ 献血に関すること。 - タ 市民保健センターに関すること。 - チ 沖島診療所に関すること。 - ツ 0次予防センターに関すること。 - テ 公衆衛生（他の部課に属するものを除く。）に関すること。 - ト 特定健診及び特定保健指導に関すること。 - ナ 生活習慣病対策に関すること。 - ニ 保健活動の総合調整及び支援に関すること。 - ヌ 高齢者の保健に関すること。 発達支援課 - ア 児童発達支援事業に関すること。 - イ 保育所等訪問支援事業に関すること。 - ウ 障害児相談支援事業に関すること。 - エ 居宅訪問型児童発達支援事業に関すること。 - オ 児童期における発達検査及び相談に関すること。 - カ 子ども発達支援センターに関すること。 - キ その他発達支援、普及啓発、研修等に関すること。 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ・ 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。
都市整備部	土木課 - ア 道路（都市計画街路を含む。）の整備及び修繕に関すること。 - イ 交通安全施設の設置及び修繕に関すること。 - ウ 橋梁、河川及び港湾の新設改良並びに災害復旧に関すること。 - エ 河川改修事業の推進に関すること。 - オ 急傾斜地対策に関すること。 - カ 国及び県事業の連絡調整に関すること。 - キ 国道及び県道並びに一級河川の所管機関との連絡調整に関すること。 - ク 所管に係る用地買収に関すること。 - ケ その他部内の他課の所掌に属しないこと。 管理調整課 - ア 道路及び橋梁の維持管理に関すること。 - イ 河川及び港湾の管理に関すること。 - ウ 水防に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
都市整備部	管理調整課 - エ 道路の認定及び廃止に関する事。 - オ 道路法（昭和27年法律第180号）の許可及び指導に関する事。 - カ 法定外公共物の許認可に関する事。 - キ 法定外公共物の用途廃止に関する事。 - ク 官民境界に関する事。 - ケ 河川法（昭和39年法律第167号）の経由に関する事。 - コ 街区基準点の管理に関する事。 - サ 地籍調査に関する事。 - シ 部内の所掌に係る嘱託登記に関する事。 都市計画課 - ア 都市計画に関する事。 - イ 都市計画の地域地区、都市施設及び市街地開発事業の決定に関する事。 - ウ 都市計画審議会に関する事。 - エ 都市再開発に関する事。 - オ 土地地区画整理事業の計画に関する事。 - カ 自転車駐輪場の設置に関する事。 - キ 都市計画街路事業の計画立案に関する事。 - ク 屋外広告物に関する事。 - ケ 風景計画の策定に関する事。 - コ 風景計画届出運用に関する事。 - サ 風景づくりに関する事。 - シ 近隣景観形成に関する事。 - ス 電波法（昭和25年法律第131号）に関する事。 - セ 優良宅地等の認定事務に関する事。 - ソ 開発指導及び開発協定に関する事。 - タ 土地売買等の届出又は申出の受付等に関する事。 - チ 地価公示に関する事。 - ツ 開発連絡協議会に関する事。 - テ 路外駐車場の設置等の届出の受理に関する事。 - ト 採石に関する事。 - ナ 都市公園事業の計画立案に関する事。 - ニ 都市公園の整備及び管理に関する事。 - ヌ 自然公園の管理に関する事。 - ネ 児童遊園の管理に関する事。 - ノ 健康ふれあい公園及び周辺道路整備に関する事。 住宅課 - ア 市営住宅の計画に関する事。 - イ 市営住宅の入居者の選定に関する事。 - ウ 市営住宅の維持管理に関する事。 - エ 市営住宅関連給排水設備の維持管理に関する事。 - オ 市営住宅使用料の徴収に関する事。 - カ 住宅新築資金等に関する事。 - キ 改良住宅の譲渡に関する事。 - ク 改良住宅の譲渡に係る土地の整理に関する事。 - ケ 所掌に係る登記の嘱託に関する事。

部局名	平 素 の 業 務
都市整備部	建築課 - ア 市有建築物（小規模な義務教育施設の整備を除く。）の整備及び営繕に関する こと。 - イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。 - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関すること。 - エ 滋賀県地域優良木造住宅に係る申請の受理及び通知の交付に関すること。 - オ 建築物の耐震改修の促進に関すること。 - カ 高齢者及び身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する こと。 - キ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42 号）に基づく建築指導に関すること。 - ク 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。 - ケ 建築審査会及び聴聞に関すること。 - コ 建築相談に関すること。 - サ 長期優良住宅の普及促進に関すること。 - シ 都市の低炭素化の促進に関すること。 - ス 民間建築物の吹付けアスベスト対策に関すること。 - セ 空き家対策に係る総合調整に関すること。
産業経済部	農業振興課 - ア 農業経営基盤強化促進基本構想に関すること。 - イ 農業振興地域整備計画に関すること。 - ウ 農業委員会及び農林水産業関係団体等との連絡調整に関すること。 - エ 農作物の病虫害雑草防除に関すること。 - オ 農作業の安全対策及び農業災害に関すること。 - カ 畜産業の振興に関すること。 - キ 農業経営の基盤強化及び構造対策に関すること。 - ク 農作物の流通及び米穀流通に関すること。 - ケ 経営所得安定対策及び農業再生協議会に関すること。 - コ 認定農業者及び集落営農組織等の担い手育成に関すること。 - サ 環境保全型農業の取組に関すること。 - シ 農地中間管理事業に関すること。 - ス 水産業の振興に関すること。 - セ 漁港及び舟だまり施設に関すること。（他の部課の所掌に属するものを除く。） - ソ 新規就農者の支援並びに後継者及び女性農業従事者の育成に関すること。 - タ 農業施設に関すること。 - チ 緑化推進に関すること。 - ツ 鳥獣保護及び有害鳥獣対策、捕獲許可等（他の部課の所掌に属するものを除く。） に関すること。 - テ 6次産業に関すること。 - ト 農商工連携及び農福連携に関すること。 - ナ 市民農園に関すること。 - ニ 地産地消の推進に関すること。 - ヌ 農村振興基本計画に関すること。 - ネ 都市農村交流、農家民宿等に関すること。 - ノ 産地生産拡大に関すること。 - ハ その他部内の他課の所掌に属しないこと。

部局名	平 素 の 業 務
産業経済部	農村整備課 - ア 基幹水利施設管理事業に関すること。 - イ 土地改良事業に関すること。 - ウ 渡合樋門、ファブリダム及び湛水防除樋門の維持管理に関すること。 - エ 農道（市が所管するものに限る。）の維持管理に関すること。 - オ 農村広場の維持管理に関すること。 - カ 国営土地造成土地改良施設等の管理支援に関すること。 - キ 土地改良関係団体との連絡調整に関すること。 - ク 土地改良区の運営指導に関すること。 - ケ 土地改良事業計画及び調査に関すること。 - コ 景観農業振興地域整備計画に関すること。 - サ 世界農業遺産に関すること。 - シ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業に関すること。 - ス 森林法にかかる届出書（伐採等）に関すること。 - セ 保安林整備に関すること。 - ソ 林道の維持管理に関すること。 - タ 林地台帳及び林地台帳地図の整備に関すること。 - チ 林業振興事業に関すること。 - ツ 里山再生整備事業に関すること。 - テ 里山防災整備事業に関すること。 - ト 森林経営管理制度に関すること。 - ナ 森林組合、生産森林組合等との連絡調整に関すること。 - ニ 治山工事に関すること。 - ヌ 治山施設の維持管理に関すること。 - ネ 森林病虫害駆除に関すること。 商工労政課 - ア 商工業の振興に関すること。 - イ 商工金融対策に関すること。 - ウ 商工諸団体との連絡調整に関すること。 - エ 計量器の検定に関すること。 - オ 企業の立地に関すること。 - カ 特産物の奨励及び販売促進に関すること。 - キ 商店街振興組合に関すること。 - ク 雇用の促進及び職業安定対策に関すること。 - ケ 若年層、高齢者等の就労支援に関すること。 - コ 勤労者の福利厚生に関すること。 - サ 勤労者福祉施設との連絡調整に関すること。 - シ 企業内人権啓発に関すること。 - ス おうみはちまん生業・交流のいえに関すること。 - セ 空き家の活用に関すること。
水道事業所	上下水道課 ・経営グループ (1) 上下水道事業の基本計画及び事業計画に関すること。 (2) 事業認可に関すること。 (3) 上下水道の啓発に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
水道事業所	・経営グループ (4) 滋賀県企業庁との協議に関する事。 (5) 流域下水道事業の協議に関する事。 (6) 条例、規程その他例規の制定改廃及び告示に関する事。 (7) 料金制度に関する事。 (8) 水道及び下水道に係る協会及び協議会に関する事。 (9) 公印の管理に関する事。 (10) 職員の服務、勤務時間、その他勤務条件に関する事。 (11) 労働組合に関する事。 (12) 上下水道事業の業務統計に関する事。 (13) その他、他グループの所掌に属しない事。 ・業務グループ (1) 予算の編成、執行管理、決算に関する事。 (2) 収入、支出及び振替事務並びに収入支出命令の審査に関する事。 (3) 企業債及び借入金に関する事。 (4) 現金等の出納及び保管に関する事。 (5) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。 (6) 各種証明書の発行に関する事。 (7) お客様センターに関する事。 (8) 量水器の検針に関する事。 (9) 上下水道料金の決定、徴収、督促及び強制執行に関する事。 (10) 給水停止処分に関する事。 (11) 農業集落排水事業使用料の認定収納及び滞納処分に関する事。 (12) 水道及び下水道使用の開始等の手続に関する事。 (13) 公共下水道事業受益者負担金の収納及び滞納処分に関する事。 (14) 資産台帳に関する事。 (15) 不動産の管理に関する事。 (16) 公用自動車の管理に関する事。 (17) たな卸資産等の管理に関する事。 ・上水道グループ (1) 建設及び整備事業の計画に関する事。 (2) 施設台帳に関する事。 (3) 滋賀県企業庁との調整に関する事。 (4) 上水道事業の工務関係予算の編成及び執行管理に関する事。 (5) 上水道施設に係る交付金等の申請及び執行管理に関する事。 (6) 取水、導水、浄水及び送水管の更新並びに耐震化に関する事。 (7) 配水管の営繕修理及び漏水防止に関する事。 (8) 災害対策工事に関する事。 (9) 給配水管路台帳に関する事。 (10) 開発工事の指揮監督及び検査に関する事。 (11) 簡易専用水道の措置命令等に関する事。 (12) 給水装置工事事業者の指定及び変更並びに工事に関する事。 (13) 配水施設の計画工事に関する事。 (14) 配水施設及び配水池の建設、運転管理及び保守管理に関する事。 (15) 水質調査及び検査に関する事。 (16) 水質管理に関する事。

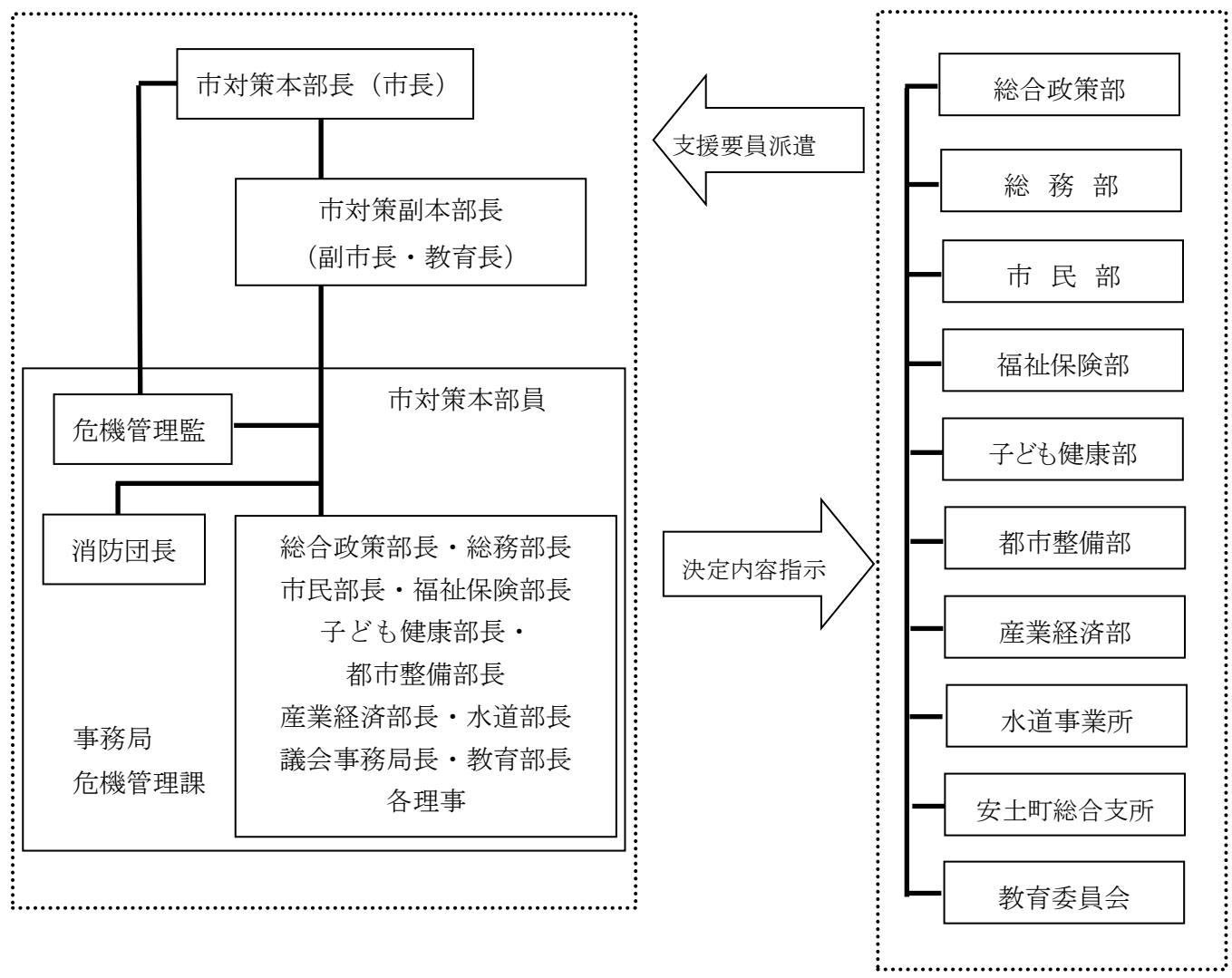
部局名	平 素 の 業 務
水道事業所	・ 上水道グループ (1 7) その他上水道事業に関すること。 ・ 下水道グループ (1) 建設及び整備事業の計画に関すること。 (2) 施設台帳に関すること。 (3) 流域下水道事業との調整に関すること。 (4) 下水道事業の普及及び啓発に関すること。 (5) 下水道事業の工務関係予算の編成及び執行管理に関すること。 (6) 下水道施設に係る交付金等の申請及び執行管理に関すること。 (7) 公共下水道の建設に関すること。 (8) 排水処理施設の計画、設置、運転管理及び保守管理に関すること。 (9) 下水道の維持管理に関すること。 (1 0) 水質調査及び検査並びに管理に関すること。 (1 1) 災害対策工事にに関すること。 (1 2) 下水道に係る開発協議に関すること。 (1 3) 農業集落排水事業に関すること。 (1 4) 公共下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の認定賦課に関すること。 (1 5) 下水道排水設備指定工事店の指定及び変更並びに工事にに関すること。 (1 6) 宅内排水設備確認申請及び指導並びに検査に関すること。 (1 7) 生活排水に関する啓発及び指導に関すること。 (1 8) その他下水道事業に関すること。
安土町 総合支所	安土未来づくり課 (1) 住民基本台帳関係の受付及び証明に関すること。 (2) 戸籍の届出の受付及び審査並びに証明に関すること。 (3) 印鑑登録及び証明に関すること。 (4) 個人番号カードの公的個人認証に関すること。 (5) 死産届の受付に関すること。 (6) 埋火葬許可証及び弔文の交付に関すること。 (7) 市民税の申告及び相談に関すること。 (8) 各種税の収納及び相談並びに証明に関すること。 (9) 市が交付する標識に係る軽自動車税の異動に関すること。 (1 0) 市立小・中学校に係る転出入届の受付及び転出入通知の発行に関すること。 (1 1) 支所の諸収入の取りまとめに関すること。 (1 2) 国民健康保険の相談、受付、収納等に関すること。 (1 3) 後期高齢者医療の相談、受付、収納等に関すること。 (1 4) 福祉医療の相談、受付等に関すること。 (1 5) 子ども医療費の助成に関すること。 (1 6) 国民年金の相談、受付等に関すること。 (1 7) 高齢者福祉の相談、受付等に関すること。 (1 8) 障がい者福祉の相談、受付等に関すること。 (1 9) 福祉自動車の運行に関すること。 (2 0) 児童・母子・父子・寡婦福祉の相談、受付等に関すること。 (2 1) 介護保険の相談、受付、収納等に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
安土町 総合支所	安土未来づくり課 (22) 所管に係る福祉施設に関すること。 (23) 行旅人の対応に関すること。 (24) 所管に係る社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (25) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の相談、受付等に関すること。 (26) 所管区域内における保健事業の実施協力に関すること。 (27) 市民バス使用料の収納（回数券の販売）に関すること。 (28) 所管区域内の公聴に関すること。 (29) 公印の管守に関すること。 (30) 支所の文書に関すること。 (31) 支所の情報公開に関すること。 (32) 支所の公用車の運用及び安全運転管理に関すること。 (33) 支所の維持管理に関すること。 (34) 安土コミュニティー防災センターに関すること。 (35) 豊浦舟だまりに関すること。 (36) 所管区域内の各種機関、団体等との連絡調整に関すること。 (37) 支所の収納に関すること。 (38) 防災行政無線の放送、貸出等に関すること。 (39) 所管に係る墓地に関すること。 (40) 所管に係る地域振興に関すること。 (41) その他支所の所管に係ること。
教育委員会	教育総務課 (1) 委員会の会議に関すること。 (2) 委員会所管職員（県費負担教職員を除く。）の人事及び服務等に関すること。 (3) 委員会規則の制定又は改廃に関すること。 (4) 表彰、請願及び陳情に関すること。 (5) 通学区域審議会に関すること。 (6) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (7) 教育に係る広報、調査及び統計に関すること。 (8) 委員会所管の事務事業及び予算に係る連絡調整に関すること。 (9) 公印の管守に関すること。 (10) 学校その他の教育財産の管理に関すること。 (11) 学校の予算管理及び経理に関すること。 (12) 学校の教材等の取得、処分及び整備に関すること。 (13) 教育行政に関する相談に関すること。 (14) 学校その他の教育機関の設置、変更及び廃止に関すること。 (15) 通学バスに関すること。 (16) 総合教育会議との連絡調整に関すること。 (17) 義務教育施設の小規模施設整備に関すること。 (18) 義務教育施設の維持管理に関すること。 (19) 義務教育施設整備に係る補助金、交付金及び負担金に関すること。 (20) 事務局内の庶務及び他課の所掌に属さない事項に関すること。 (21) 教育行政の総合的な企画及び調整に関すること。 (22) ICT 環境の整備及び管理運営に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
教育委員会	学校教育課 (1) 学齢簿の編製保管に関すること。 (2) 児童及び生徒の就退学、転出入に関すること。 (3) 区域外通学及び通学区域の弾力化の事務に関すること。 (4) 通学路の安全対策並びに通学路の届出の管理及び変更に関すること。 (5) 学校統計調査に関すること。 (6) 県費負担教職員の服務監督及び人事に関すること。 (7) 学校の管理運営、組織編成に関すること。 (8) 学校教育及び就学前教育の指導助言、教育課程の編成、実施に関すること。 (9) 学校図書館の運営に関すること。 (10) 生徒指導及び進路指導並びに特別支援教育に関すること。 (11) 学校の人権教育の推進に関すること。 (12) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。 (13) 教職員の研修及び教育研究団体の指導に関すること。 (14) 幼児・児童・生徒の就学指導に関すること。 (15) 教育研究所との連絡調整に関すること。 (16) 就学援助費に関すること。 (17) 幼稚園（認定こども園を含む。）事務の連絡調整に関すること。 (18) 学校の保健、安全及び環境衛生に関すること。 (19) 学校事務の共同実施に関すること。 (20) 所管に係る会計年度任用職員の採用及び事務に関すること。 (21) 学校における食育に関すること。 (22) 学校給食に関すること。 (23) 学校給食センターとの連絡調整に関すること。 生涯学習課 (1) 社会教育に関すること。 (2) 家庭教育に関すること。 (3) 女性教育に関すること。 (4) 生涯学習振興基本構想に関すること。 (5) 社会教育委員（兼公民館運営審議会委員）に関すること。 (6) 社会教育関係団体の育成、指導に関すること。 (7) 中央公民館に関すること。 (8) 図書館との連絡調整に関すること。 (9) 青少年教育及び対策に関すること。 (10) 青少年問題協議会に関すること。 (11) 少年センターとの連絡調整に関すること。 (12) 人権教育及び啓発に係る教材、資料の研究及び作成に係る指導・助言に関すること。 (13) 学校教育に係る人権教育の企画、立案及びその推進に関すること。 (14) 差別事象に対する教育対策に関すること。 (15) 学びのひろばに関すること。 (16) 子ども読書推進計画に関すること。 (17) 放課後子ども教室に関すること。 (18) 学校運営協議会に関すること。 (19) 子ども・若者育成支援に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
教育委員会	スポーツ推進課 (1) スポーツ推進計画に関すること。 (2) スポーツ推進審議会に関すること。 (3) スポーツ推進委員に関すること。 (4) 生涯スポーツの推進に関すること。 (5) 社会体育に係る調整及び資料の収集に関すること。 (6) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (7) 学校体育施設の開放に関すること。 国スポ・障スポ推進課 (1) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。

資料4 市対策本部組織表および各組織の任務分担表



【市の各組織の任務分担表】

部局名	武力攻撃事態における業務
危機管理監	・ 災害対策本部の運営に関すること ・ 各部との連絡調整に関すること ・ 被害状況及び応急対策の実施状況のとりまとめ、記録等に関すること ・ 気象予警報等の情報の収集及び伝達に関すること ・ 県災害対策本部、近江八幡警察署、近江八幡消防署、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること ・ 各種応援協定(他部に関するものを除く)に関すること ・ 生活必需品の需給計画、確保及び供給に関すること ・ 応援食料の調達、炊出し及び配分に関すること
総合政策部	・ 国・県との連絡調整に関すること ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること ・ 災害関係の広報活動に関すること ・ 災害情報の収集報告及び苦情の受付に関すること ・ 報道機関との連絡調整に関すること ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関すること ・ 自治会等への情報伝達及び負傷者の搬送を含む救助活動の協力要請に関すること ・ 観光資源、観光施設等の災害対策に関すること ・
総務部	・ 職員の動員・配備に関すること ・ 本部事務局の協力に関すること ・ 災害予算に関すること ・ 災害応急工事の契約に関すること ・ 物資車両等の調整・確保に関すること ・ 災害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること ・ 参集職員の把握及び職員の安否に関すること ・ 庁舎情報処理システム等の被害状況把握及び応急復旧対策に関すること。

部局名	武力攻撃事態における業務
子ども健康部	・ 所管施設の安全対策に関すること ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関すること ・ 被災者の医療・救護対策に関すること ・ 保健医療施設の災害対策及び連絡調整に関すること ・ 災害救助活動に係る医師会等との連絡調整に関すること ・ 災害防疫対策の全般的な実施計画に関すること ・ 感染症予防対策に関すること ・ 医療ボランティアと共に行う公衆衛生活動に関すること ・ 所管施設の被害調査及び復旧に関すること
福祉保険部	・ 災害救助法に関すること ・ 避難行動要支援者に関すること ・ 諸物資の配給に関すること ・ 被災者に対する生活保護に関すること ・ 社会福祉施設の被災に関すること
市民部	・ 墓地、埋葬に関すること ・ ごみ、し尿等の処理に関する総合調整に関すること ・ 災害廃棄物の処理、処分に關すること ・ 環境エネルギーセンター、一般廃棄物最終処分場及び第1クリーンセンターの災害対策に関すること。 ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関すること
都市整備部	・ 道路、橋梁、河川、堤防、急傾斜、港（漁港を除く）等の被害対策に関すること ・ 水防に関すること ・ 交通途絶箇所及び交通迂回路線の告示に関すること ・ 市営住宅及び改良住宅の災害対策に関すること ・ 建築物の被害調査、報告に関すること

部局名	武力攻撃事態における業務
産業経済部	・ 漁港、舟だまりの被害対策に関すること ・ 農林漁業関係被害状況の調査報告に関すること ・ 畜産・水産関係に対する応急救助に関すること ・ 主要食料の調達に関すること ・ 農畜産関係の斡旋及び応急救助に関すること ・ 被害対策用船艇に関すること ・ 中小企業関係の災害対策及び連絡調整に関すること ・ 商工業関係の被害調査に関すること ・ 被災商工業者等に対する金融調査に関すること
水道事業所	・ 上水道施設等の災害対策及び被害調査に関すること ・ 災害時の応急給水及び飲料水確保に関すること ・ 下水道施設等の災害対策及び被害調査に関すること ・ 下水排水処理対策に関すること
安土町総合支所	・ 市本部（本庁）との連絡調整 ・ 総合支所管内の情報収集・整理・伝達 ・ 総合支所管内地域拠点・避難所との連絡調整 ・ 総合支所管内住民に対する相談窓口の設置
教育委員会	・ 児童生徒の避難誘導安全確保に関すること ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関すること ・ 公立、私立高等学校、幼稚園の被害調査に関すること ・ 所管施設の被害調査及び復旧に関すること ・ 被災児童生徒等に対する教育に関すること ・ 被災児童生徒等の学用品（災害救助法に基づく学用品の給与を含む）に関すること ・ 学校給食センターの災害活動に関すること

部局名	武力攻撃事態における業務
会計管理者	・ 義援金品(医療機材、医薬品、木材、竹材その他建設資材を除く)の保管に関すること ・ 災害関係費の支出に関すること
議会	・ 市議会の災害活動対策のための情報収集及び連絡調整に関すること ・ 総務部実施事項の応援に関すること
監査委員会	・ 総務部実施事項の応援に関すること
農業委員会	・ 都市整備部・産業経済部実施事項の応援に関すること
共通事項	・ 国民保護措置の運営支援移管すること ・ 庁内連絡調整に関すること

資料5 市の体制および職員の参集基準等

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

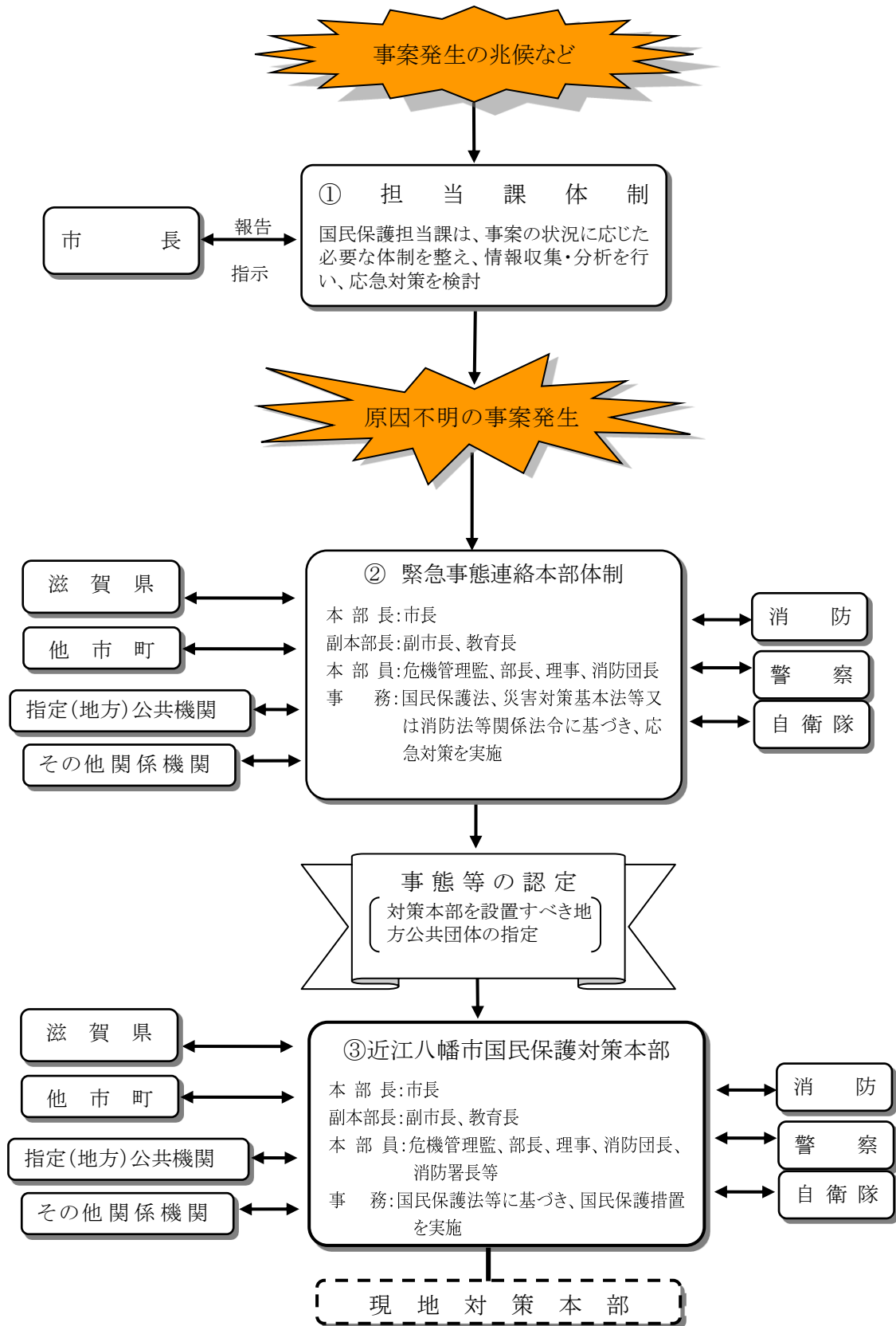
【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

【連絡調整本部組織体制】

区 分	職 名
本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	危機管理監、各部長、各理事、消防団長

《図：事案が発生した場合》



資料６ 市対策本部における代替職員

【市対策本部長、市対策副本部長および市対策本部の代替職員】（防災計画に準ずる）

名称	代替職員 (第１順位)	代替職員 (第２順位)	代替職員 (第３順位)	代替職員 (第４順位)	代替職員 (第５順位)	代替職員 (第６順位)	代替職員 (第７順位)
本部長	副市長	教育長	危機管理監	総務部長	総合政策 部長	市民部長	都市整備 部長
副本部長	教育長	危機管理監	総務部長	総合政策 部長	市民部長	都市整備 部長	—
本部員	理事、次長、課長職にあるもの						

資料７ 関係機関との協定一覧

【関係機関との協定一覧】（防災計画に準ずる）

○市町村間の相互応援協定

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時における相互 援助協定	京都府向日市	H 7. 9. 1	応急対策に必要な食料、飲料水及び生活 必需物資等の援助
災害時における相互 援助協定	奈良県桜井市	H 7. 12. 1	応急対策に必要な食料、飲料水及び生活 必需物資等の援助
〔当初〕滋賀中部地域 の防災に関する応援 協定	八日市市、安土町、蒲生町、 日野町、竜王町、永源寺町、 五箇荘町、能登川町	H 8. 3. 23 (H10. 5. 6 改) (H13. 6. 25 改) (H17. 2. 11 改)	応急復旧対策に必要な物資・重機材・車 両・施設の提供及び職員の派遣、被災児 童生徒の受け入れ
〔現在〕東近江の防災 に関する応援協定	東近江市、日野町、竜王町、 愛荘町	(H18. 1. 1) (H22. 4. 25 改)	
災害時の相互応援に 関する協定書	静岡県富士宮市	H 8. 4. 23	救助及び応急復旧に必要な資機材及び 物資の提供と職員の派遣
災害時における相互 の応援に関する協定	北海道上ノ国町	H10. 3. 26	食糧、飲料水、生活物資の供給提供、被 災者の救出、職員の派遣等
災害時の相互物資援 助に関する協定	大阪府藤井寺市 和歌山県御坊市	H14. 5. 24	応急復旧対策に必要な資機材及び物資 の提供と職員の派遣
滋賀県下消防団広域 相互応援協定書	大津市、彦根市、長浜市、 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、 湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野 町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀 町	H19. 4. 1	大規模な自然災害、火災、事故、および 武力攻撃等による災害時の救助、応急復 旧対策に必要な資機材及び物資の提供 と人員の派遣
災害時における相互 援助協定	福井県小浜市 福島県南相馬市	H24. 3. 25	救助及び応急復旧に必要な資機材及び 物資の提供と職員の派遣
災害時等の応援に関 する申し合わせ	近畿地方整備局	H24. 7. 27	応急復旧対策に必要な物資・重機材・ 車両・施設の提供及び職員の派遣、 被災児童生徒の受け入れ

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
滋賀県市長会災害相互応援協定	大津市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市	H24. 11. 27	食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供、救援、救助及び応急復旧に必要な車両等の提供、救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定書	北海道松前町	H25. 5. 17	被災者の一時的な受け入れ、食料、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供、災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
災害時における相互援助協定	高知県高知市	H28. 1. 7	食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供、救出及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

○民間機関等との応援協定

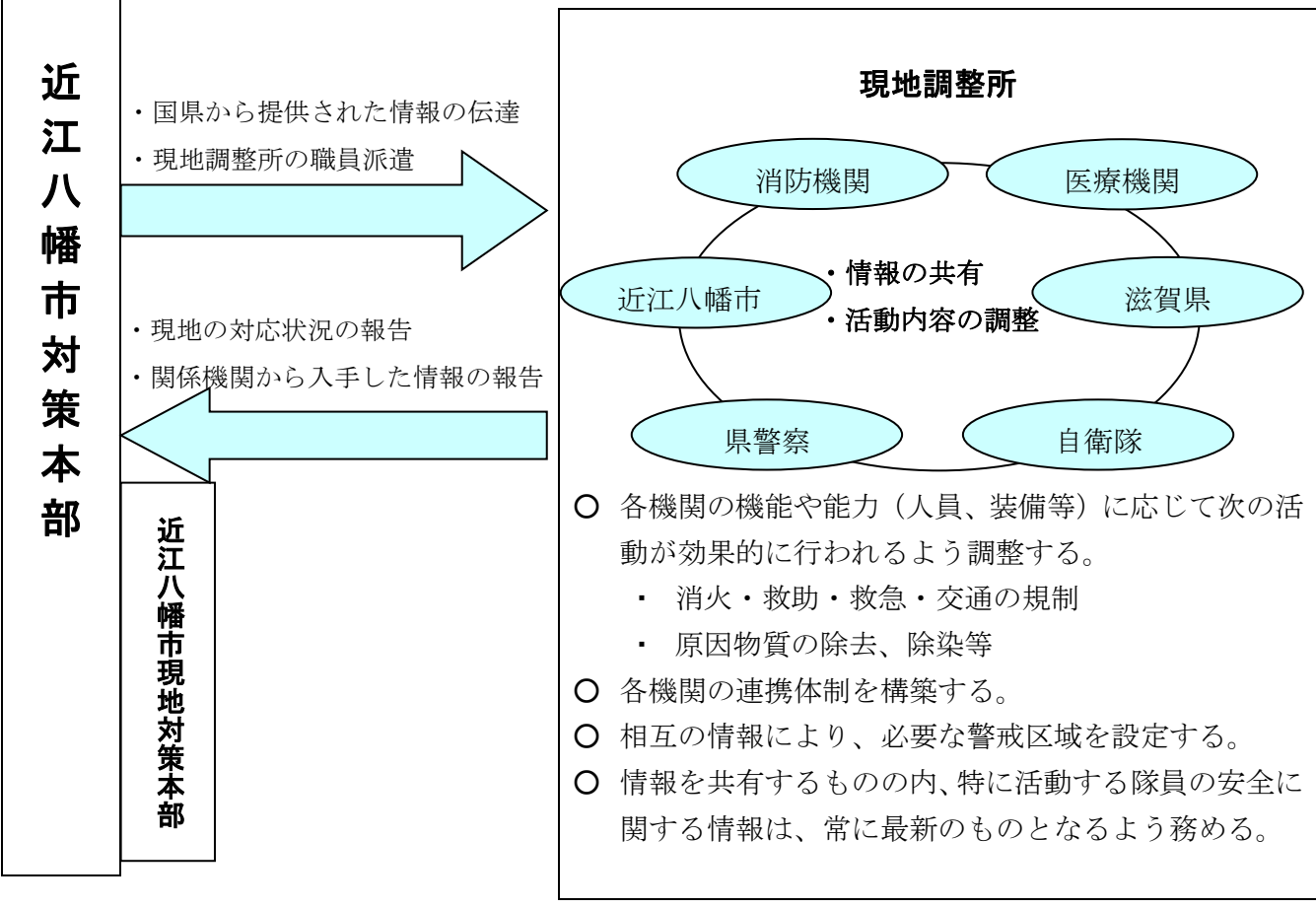
応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時における上水道施設の応急・復旧作業の協力に関する協定書	近江八幡管工事協同組合	H 9. 8. 27	上水道施設の応急復旧対策に必要な資機材及び物資の提供と人員の派遣
L P ガスに係る災害応急復旧に関する協定書	滋賀県 L P ガス協会 近江八幡支部	H 9. 8. 27	L P ガス使用のための応急復旧対策に必要な資機材及び物資の提供と人員の派遣
〔当初〕災害時における（郵便事業）相互協力に関する覚書 〔現在〕近江八幡市と近江八幡市内郵便局との包括連携に関する協定書	近江八幡市内郵便局	H12. 9. 1 R 2. 4. 1	災害援助法適用時の郵政事業にかかわる災害特別事務扱いと、被災状況等情報の相互提供、災害弱者対応の相互協力 災害・防災、安全安心な暮らし、道路等の異常に関する情報提供、廃棄物等の不法投棄等に関する情報提供
災害時における生活物資の調達等に関する協定	生活協同組合コープ滋賀	H18. 2. 14	生活物資の流通に支障が生じたときに協定に定める生活物資の提供
災害時における応急救護活動への応援に関する協定	近江八幡建設工業会	H18. 2. 14	公共土木施設の応急復旧・人命救助応急仮設住宅の建設・災害住宅の応急修理等に土木資材・労力等の提供
	〔当初〕滋賀県建設業協会湖東支部安土地区建設工業会 〔現在〕一般社団法人滋賀県建設業協会東近江支部安土建設工業会	H18. 7. 1	災害応急救護活動
大規模災害時の緊急情報の放送及び避難所における受信設備の設置等に関する協定	株式会社 Z T V 近江八幡放送局	H19. 5. 28	大規模災害時に発信する緊急情報の放送・提供、避難所での受信設備の設置、設備（避難所引込線等）被災時の復旧工事の実施
避難場所施設利用に関する協定	株式会社天辻鋼球製作所滋賀工場	H20. 2. 5	緊急避難を要する事態が発生したとき又は発生の恐れがあるとき、施設の広場を避難場所として使用
災害時の医療救護活動に関する協定	滋賀県薬剤師会東近江支部・八幡支部 （近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町）	H21. 3. 19	災害時における医療救護班の派遣（医療救護活動の実施）
災害時の医療救護活動に関する協定	近江八幡市蒲生郡医師会・東近江医師会 （近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町）	H21. 3. 23	災害時における医療救護班の派遣（医療救護活動の実施）

応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時の医療救護活動に関する協定	滋賀県歯科医師会湖東支部 (近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町)	H21. 3. 25	災害時における医療救護班の派遣（医療救護活動の実施）
災害時における上水道施設の応急復旧作業の協力に関する協定	安土町上下水道組合	H21. 4. 1	上水道施設の応急復旧対策に必要な資機材及び物資の提供と人員の派遣
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	滋賀県電気工事工業組合	H22. 3. 9	電気設備の応急復旧
災害時における応急救護活動への応援に関する協定書	社団法人滋賀県造園協会東地区	H23. 3. 29	公園施設等における応急救護活動
災害時における支援協力に関する協定書 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	H28. 3. 15	物資の調達、避難所としての駐車場提供、店舗での水道水・トイレ・情報・食糧等の提供
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン関西第二エリア統括部	H28. 3. 18	地図製品等の提供
災害救助に必要な物資の調達及び駐車場の一時避難場所としての使用に関する協定書	株式会社平和堂	H28. 7. 8	物資の調達、一時避難所としての駐車場提供
災害時における消火水および応急救援活動に係る生活用水の供給協力に関する協定書	湖東生コン協同組合	H29. 4. 1	消火水等の供給
災害時における菓子類及び生活用水の供給協力に関する協定書	株式会社ロッテ	H29. 6. 1	菓子類の供給、生活用水の供給
災害時における緊急一時避難場所としての使用並びに物資の供給に関する協定	ゴウダ株式会社	H29. 7. 13	一時避難所としての施設提供、物資（段ボール製品など）の供給
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	近江八幡建設連合会	H30. 4. 1	公共土木施設の応急復旧・人命救助応急仮設住宅の建設・災害住宅の応急修理等に土木資材・労力等の提供
災害時における物資供給に関する協定	株式会社トライアルカンパニー	H30. 12. 3	食料品・飲料品・衣類・日用生活品・作業用品等の供給
災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定	滋賀県立男女共同参画センター	H31. 2. 22	帰宅困難となった者に対し、施設を一時的に一時滞在施設として提供

応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
避難所としての施設利用に関する協定書	近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校	R 2. 1. 23	避難所・一時避難場所としての施設提供
地域 BWA を利用した避難所 Wi-Fi に関する提供機器と回線提供について	株式会社 ZTV	R 2. 1. 27	地域 BWA 回線が受信可能である避難所の開設時に設置する避難所 Wi-Fi の使用に際して、回線利用と地域 BWA 受信機の提供について
避難所としての施設利用に関する協定書	近江八幡市上野町自治会	R 2. 3. 23	避難所、一時避難場所としての施設提供
避難所としての施設利用に関する協定書	株式会社太田産業	R 2. 3. 27	避難所、一時避難場所としての施設提供
災害時における物資の供給に関する協定	近江製函株式会社	R 2. 7. 31	段ボール製品（段ボール製パーテーション等）の供給
災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書	一般財団法人滋賀 YMCA	R 2. 9. 15	帰宅困難となった者に対し、施設を一時的に一時滞在施設として提供
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部	R 2. 4. 17	公共下水道施設が被災した場合、災害復旧に係る支援業務
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	R 2. 4. 17	管路施設が被災した場合、広域的な支援として行う復旧支援協力
自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	R 2. 4. 17	被災した管渠施設の機能の早期復旧
災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定書	株式会社日吉、八日市清掃株式会社、有限会社スギモト、有限会社湖東衛生社、クリーンぬのびき広域事業協同組合、株式会社滋賀衛研、滋賀県環境整備事業協同組合	R 3. 9. 1	災害及び感染症発生時における一般廃棄物（ごみ、し尿・浄化槽）の収集運搬等の支援
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	R 3. 10. 20	災害廃棄物処理実施計画等の策定及び策定支援、災害廃棄物等の撤去、積込、収集運搬、中間処理最終処分
災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関する協定書	近江八幡建設工業会	R 4. 1. 25	災害時における災害廃棄物の処理等の支援

応援協定名	協定締結先	協定締結年 月日	協定内容
災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書	日野興業株式会社京滋営業所	R 4. 2. 15	災害時における仮設トイレ等の提供
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社滋賀支店	R 4. 3. 22	災害時における非常用電話の設置および利用・管理
近江八幡市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会	R 4. 3. 25	災害ボランティアセンターの設置・運営、ボランティア受入調整等
災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書	ベクセス株式会社	R 4. 3. 30	災害時における仮設トイレ等の提供

資料 8 現地調整所の組織編制・現地調整所の性格について



【現地調整所の性格について】

- 1 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
(例えば、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)
 - 2 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
 - 3 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時または随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動および救助・救援活動の実施および退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動情の安全の確保に生かすことが可能となる。
 - 4 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)
- ※ 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

資料 9 市対策本部において集約・整理が必要な基礎的資料

※ 国民保護措置の実施に必要な以下の基礎的資料については、今後順次整備する。

【一般的資料】

- (1) 県の地図
- (2) 県内の人口分布
 - ・市毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
 - ・居住し、または滞在している外国人の数
- (3) 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

【避難に関する資料】

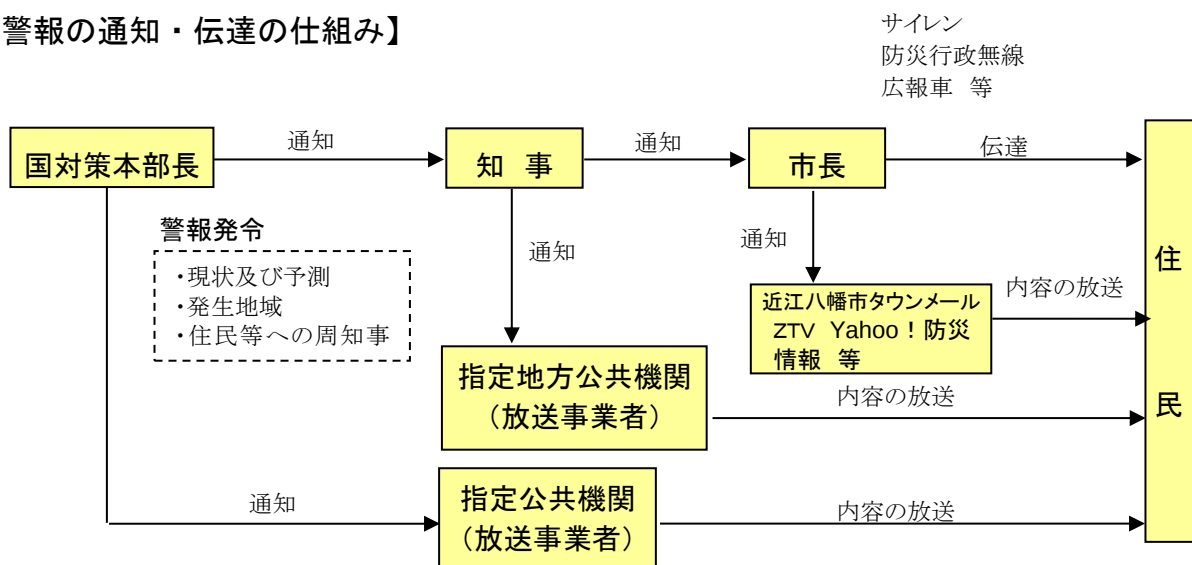
- (1) 避難施設のリスト
 - ・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
 - ・収容施設（避難所（長期避難住宅を含む）および応急仮設住宅）として活用できる土地、建物（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地）等のリスト
 - ・集客施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- (2) 県内の道路網のリスト
 - ・避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト
- (3) 輸送力のリスト
 - ・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員のデータ
 - ・鉄道網やバス網などのデータ
 - ・本社および支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- (4) 輸送施設に関する情報
 - ・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ・鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
 - ・港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
 - ・飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- (5) 全住民の避難を想定した場合に把握しておく必要がある情報
 - ・沖島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
 - ・想定される避難先までの輸送経路
 - ・沖島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
 - ・沖島内にある港湾等までの輸送体制など

【救援に関する資料】

- (1) 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - ・備蓄物資の所在地、数量、県内の主要な民間事業者のリスト
 - ・食料や飲料水等の生活必需品物資の流通網
 - ・仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等
 - ・食品、飲料水および生活必需品等の備蓄物資の確認
 - （※ 住民の避難および避難住民等の救援に必要な物資および資材の例）
食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など
 - （※ 国民保護措置のために特に必要な物資および資材の例）
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

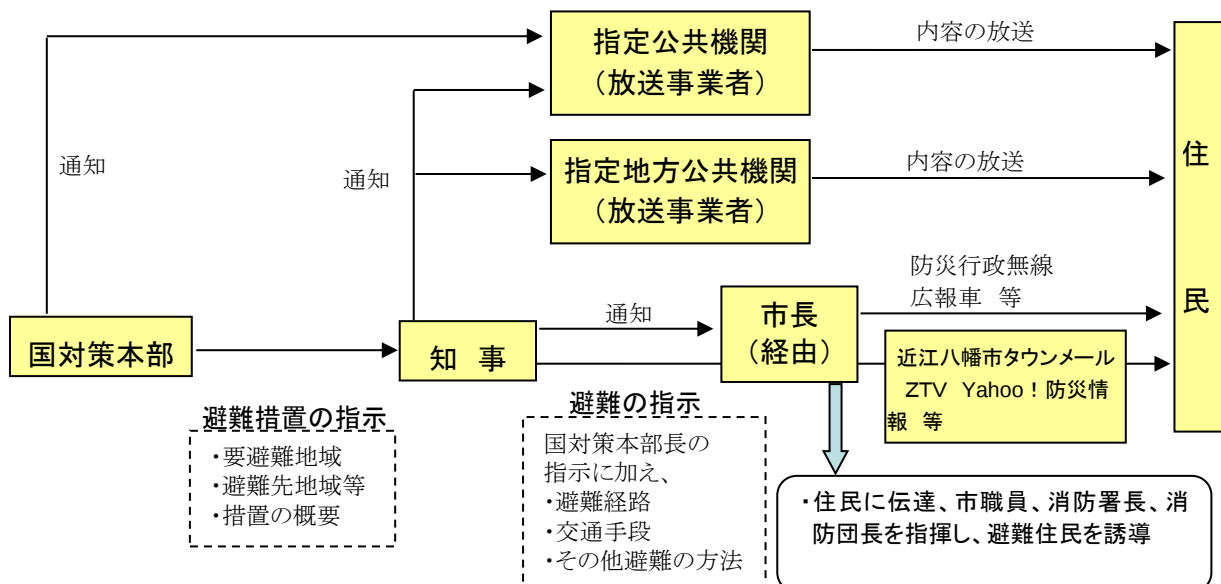
資料 10 関係機関への警報の通知・伝達の仕組み

【警報の通知・伝達の仕組み】



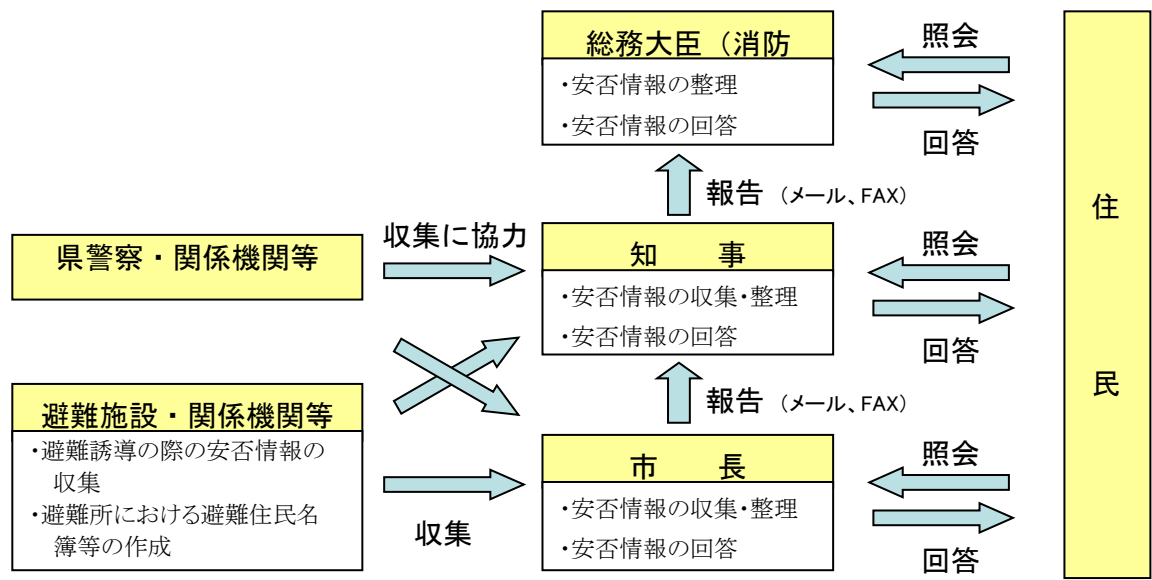
資料 11 避難の指示の流れ

【避難の指示】



資料 12 安否情報の収集、整理および提供の流れ

【安否情報の収集、整理および提供】



資料 13 輸送力に関する情報・輸送施設に関する情報

(1) 緊急輸送道路

< 第 1 次緊急輸送道路 >

路線名	路線種別	区間(起点)	区間(終点)	延長 (k m)	車線 数	備考
一般国道 8 号	国道	西浅井町沓掛	栗東町手原	83. 2	2	国土交通省管理
一般国道 421 号線	国道	東近江中小路町	近江八幡市友定町	9. 6	2	滋賀県管理

< 第 2 次緊急輸送道路 >

路線名	路線種別	区間(起点)	区間(終点)	延長 (k m)	車線 数	備考
大津守山近江八幡線	主要地方道	近江八幡市長命寺町	近江八幡市大房町	3. 0	2	滋賀県管理
近江八幡守山線	主要地方道	近江八幡市八木町	近江八幡市鷹飼町	1. 6	2	滋賀県管理
彦根近江八幡線	主要地方道	彦根市長曾根町	近江八幡市長命寺町	23. 2	2	滋賀県管理
近江八幡大津線	一般県道	近江八幡市南津田町	大津市大萱六丁目	30. 7	2	滋賀県管理
安土西生来線	一般県道	近江八幡市西生来町	近江八幡安土町小中	0. 9	2	滋賀県管理
大房東横関線	一般県道	近江八幡市大房町	近江八幡市東横関町	5. 1	2	滋賀県管理
近江八幡停車場線	一般県道	近江八幡市鷹飼町	近江八幡市桜宮町	0. 7	2	滋賀県管理
黒橋八木線	市道	近江八幡市桜宮町	近江八幡市出町	1. 8	2	近江八幡市管理
近江八幡駅千僧供線	市道	近江八幡市千僧供町	近江八幡市鷹飼町	1. 5		近江八幡市管理

< 第3次緊急輸送道路 >

路線名	路線種別	区間(起点)	区間(終点)	延長 (k m)	車線 数	備考
一般国道 477 号	国道	近江八幡市十王町	近江八幡市江頭町	0. 4	2	国土交通省
大津能登川長浜線	主要地方道	近江八幡市十王町	近江八幡市安土町下豊浦	9. 8	2	滋賀県管理
大津守山近江八幡線	主要地方道	近江八幡市友定町	近江八幡市島町	7. 9	2	滋賀県管理
近江八幡守山線	主要地方道	近江八幡市大森町	近江八幡市池田本町	1. 1	2	滋賀県管理
彦根近江八幡線	主要地方道	近江八幡市長命寺町	近江八幡市長命寺町	0. 6	2	滋賀県管理
近江八幡停車場線	主要地方道	近江八幡市桜宮町	近江八幡市中村町	0. 4	2	滋賀県管理
安土西生来線	一般県道	近江八幡市西生来町	近江八幡市安土町内野	5. 2	2	滋賀県管理
栗見新田安土線	一般県道	近江八幡市安土町下豊浦	近江八幡市大中町	4. 6	2	滋賀県管理
安土停車場桑実寺本堂線	一般県道	近江八幡市安土町下豊浦	近江八幡市安土町桑実寺	1. 4	2	滋賀県管理
下豊浦鷹飼線	一般県道	近江八幡市安土町下豊浦	近江八幡市安土町下豊浦	0. 2		滋賀県管理
中村大房線	市道	近江八幡市中村町	近江八幡市小幡町中	0. 5	2	近江八幡市管理
黒橋八木線	市道	近江八幡市西庄町	近江八幡市出町	0. 8	4	近江八幡市管理
東横関竹町線[整備中]	市道	近江八幡市東横関町	近江八幡市竹町	0. 5		近江八幡市管理
東横関東町線	市道	近江八幡市竹町	近江八幡市竹町	0. 5		近江八幡市管理
池田本町竹町線	市道	近江八幡市竹町	近江八幡市竹町	0. 1		近江八幡市管理

路線名	路線種別	区間(起点)	区間(終点)	延長 (k m)	車線 数	備考
池田本町益田線	市道	近江八幡市池田本町	近江八幡市森尻町	0.4		近江八幡市管理
馬淵上畑線	市道	近江八幡市馬淵町	近江八幡市馬淵町	0.4		近江八幡市管理
千僧供東川線	市道	近江八幡市馬淵町	近江八幡市馬淵町	0.3		近江八幡市管理
馬淵町新在家線	市道	近江八幡市馬淵町	近江八幡市馬淵町	0.5		近江八幡市管理
江藤薬師線	市道	近江八幡市安土町桑実寺	近江八幡市安土町桑実寺	0.4		近江八幡市管理
小西大房線	市道	近江八幡市大房町	近江八幡市加茂町	0.3		近江八幡市管理
長光寺武佐線	市道	近江八幡市武佐町	近江八幡市武佐町	0.2		近江八幡市管理
老蘇内野線	市道	近江八幡市安土町西老蘇	近江八幡市安土町東老蘇	0.5		近江八幡市管理

注 1. 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点及び県外とを連絡する広域的な主要幹線道路(高速自動車道及び一般国道を基本とする。)

2. 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市庁舎及び主要な防災拠点を相互に連絡する道路

3. 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と、防災や輸送のための拠点との連携を図る道路

(2) 輸送施設に関する情報

【鉄道】

名 称	所 在 地	電話番号
西日本旅客鉄道株式会社 京都支社	京都府京都市南区西九条北ノ内町5-5	075-682-8031
J R 近江八幡駅	鷹飼町	33-2205 (J R 近江八幡駅へ連絡)
J R 篠原駅	上野町1260	
J R 安土駅	安土町上豊浦1325	
近江鉄道株式会社	彦根市駅東町15番1	0749-22-3301
近江鉄道近江八幡駅	鷹飼町616	37-7360
近江鉄道武佐駅	長光寺町55	37-1068

【運輸】

名 称	営業所名	所在地	電話番号
暁運輸(株)	滋賀営業所	近江八幡市長光寺町 7 0 5	3 7 - 7 11 7
三協運輸(株)	滋賀営業所	近江八幡市長福寺町 1 7 2	3 7 - 5 6 11
滋賀運送(株)	竜王営業所	近江八幡市東横関町 5 7 -1	3 8 - 0 7 7 1
滋賀運輸(株)	近江八幡営業所	近江八幡市西生来町 1 8 7 2	3 7 - 5 1 4 1
滋賀流通(株)	近江八幡営業所	近江八幡市西生来町 1 8 7 2	3 7 - 5 8 6 0
トナミ運輸(株)	滋賀支店	近江八幡市東川町 2 2 1	3 7 - 2 7 8 7

資料 14 生活関連施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管官庁	所管県担当部局
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	県民文化生活部
	2 号	ガス発生設備、ガス精製設備、 ガスホルダー	経済産業省	—
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	—
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6 号	放送無線設備	総務省	—
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	—
	8 号	滑走路等、航空保安施設、 旅客ターミナル施設	国土交通省	—
	9 号	ダム	国土交通省	—
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁	—
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	—
	3 号	火薬類	経済産業省	—
	4 号	高压ガス	経済産業省	—
	5 号	核燃料物質、核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	6 号	放射性同意元素	文部科学省	—
	7 号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	—
	8 号	電気工作物内のガス	経済産業省	—
	9 号	生物剤、毒薬	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	—
	10 号	毒生物質	経済産業省	—

資料 15 退避の指示の一例

- ・ こちらは近江八幡市役所です「A町1丁目、B町2丁目」地区の皆様にお知らせします。
「****」のため外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避して下さい。
- ・ 「A町2丁目、B町3丁目」地区の住民については、C地区のD小学校（一時）避難場所へ退避して下さい。

①屋内への避難

弾道ミサイル攻撃等極めて短時間で避難が必要な場合や、ゲリラなや特殊部隊による攻撃が発生した場合などにおいては、できるだけ近隣のコンクリート施設等の堅牢な施設や地下施設へ避難する。その後、事態の推移、被害状況に応じて他の安全な地域に避難する。

②町内の避難

徒歩を原則として、町内の避難施設に避難する。遠方への避難が必要な場合は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、公共交通機関等を利用し避難する。

③他市町への避難

徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事等が要請したバス等により避難する。また、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。

④他市町または県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵攻事態など県内他市町または他の府県への避難が必要な場合は、原則として、公共交通機関等による避難を行う。駅等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

〔様 式〕

○安否情報関係様式

様式第 1 号

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連 絡 先	
同意回答者住所		続 柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号

安 否 情 報 確 認 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

[illegible]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第 4 号

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 95 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号

安否情報回答書

年 月 日		
殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

様式第 6 号 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

年 月 日 時 分

近 江 八 幡 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

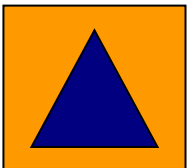
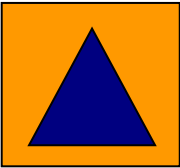
3 人的・物的被害状況

市町名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

様式第 7 号 身分証明書のひな型

	身 分 証 明 書 I D E N T I T Y 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名／Name 生年月日／Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as 交付等の年月日／Date of issue..... 証明証番号／No. of card..... 許可権者の署名／Signature of issuing authority 有効期限の満了日／Date of expiry.....	
---	---	--

身長／Height	眼の色／Eyes	頭髪の色／Hair
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information 血液型／Blood type		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp		所持者の署名 ／Signature of holder

（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル）

〔参 考〕

1 資料編：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（令和元年 9 月 30 日号外内閣府告示第 90 号）

（救援の程度及び方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 第 1 条年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1 人 1 日当たり 330 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1 戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1 戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金借上費又は購入費並びに光熱水費は 1 人 1 日当たり 3,030 円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1 施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第 89 条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 1 項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 77 条第 1 項、第3項及び第4項並びに法第 131 条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第 85 号)第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1 戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第 75 条第 1 項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第 54 条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,160 円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の

実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第 75 条第 1 項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1 人世帯 の額	2 人世帯 の額	3 人世帯 の額	4 人世帯 の額	5 人世帯 の額	世帯員数が6人以上 1 人 を増すごとに加算する額
夏季	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円
冬季	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第 75 条第 1 項第 4 号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。))において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第6条 法第 75 条第 1 項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第 75 条第 1 項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人 215,200 円以内、小人 172,000 円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第 75 条第 1 項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第 1 号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第 75 条第 1 項第8号の規定に基づく令第9条第 1 号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な改修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1 世帯当たり 595,000 円以内とすること。

(学用品の給与)

第 10 条 法第 75 条第 1 項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第2条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 1 人当たり 4,500 円

- (2) 中学校生徒 1 人当たり 4,800 円

- (3) 高等学校等生徒 1 人当たり 5,200 円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第 11 条 法第 75 条第 1 項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に

対して行うものであること。

- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり 5,400 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第 12 条 法第 75 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 4 号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 137,900 円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第 13 条 法第 75 条第 1 項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

